

## 平成25年第4回与論町議会定例会会議録

### 目 次

会期日程	2
<b>第1日（12月11日）</b>	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
林 隆壽君	6
林 敏治君	14
喜山康三君	23
高田豊繁君	40
町 俊策君	51
麓 才良君	59
議案第48号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例	68
議案第49号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第6号）	69
議案第50号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	83
議案第51号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	84
議案第52号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）	86
議案第53号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について	86
散 会	88
<b>第2日（12月17日）</b>	
陳情第13号 浮魚礁設置について（環境経済建設常任委員長報告）	92
議員派遣の件	93
閉会中の継続審査・調査について	93
閉 会	93

## 平成25年第4回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
12	11	水	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
	12	木	常任委員会 全員協議会
	13	金	議事整理日
	14	土	休日
	15	日	休日
	16	月	常任委員会 全員協議会
	17	火	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 平成 25 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 25 年 1 月 11 日

平成25年第4回与論町議会定例会会議録  
平成25年12月11日（水曜日）午前9時17分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
第3 諸般の報告  
第4 一般質問  
第5 議案第48号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
第6 議案第49号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第6号）  
第7 議案第50号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
第8 議案第51号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
第9 議案第52号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
第10 議案第53号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治 君	2番 高田 豊繁 君
3番 町俊策 君	4番 林 隆壽 君
5番 喜山 康三 君	6番 供利 泰伸 君
7番 野口 靖夫 君	8番 麓 才良 君
9番 福地 元一郎 君	10番 大田 英勝 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（14人）

町長 南 政吾 君	副町長 川上 政雄 君
教育長 町岡 光弘 君	総務企画課長 沖野 一雄 君
会計管理者兼会計課長 佐多 悅郎 君	税務課長 久留満 博 君
町民福祉課長 南秀哲 君	環境課長 福地範正 君
産業振興課長 鬼塚 寿文 君	商工観光課長 富士川 浩康 君

建設課長 山下哲博君 教委事務局長 池田直也君  
水道課長 末原忠君 茶花こども園長 酒勺徳雄君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係 長朝岡芳正君

開会 午前9時17分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成25年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番町 俊策君、5番喜山康三君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの7日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成25年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成25年度財政援助団体等に対する監査の結果報告及び平成25年度定期監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、お目通しください。

また、平成25年第3回定例会において議決されました「『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』のための意見書」、「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1縮減を図るための20

14年度政府予算にかかる意見書」、「道州制導入に断固反対する意見書」については、国会及び関係行政庁にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議活動等については、次のとおりであります。また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した与論町議会だより第109号を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業にあたった広報委員をはじめ御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○4番（林 隆壽君） よろしくお願ひいたします。

ただいま議長から許可をいただきましたので、通告書のとおり一般質問を行います。

まずその前に、このたび台風災害を受けられた町民の方々に対しまして、この場をお借りして、心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興を念願いたします。

また、このたび新しく町岡教育長御就任まことにおめでとうございます。与論町総合振興計画の中で、教育文化の基本施策の一つに、教育観光の島づくりを挙げてあります。国の根幹を成すものは人であり、子供たちの教育であると言われています。我が与論町の将来を担う子供たちに対し、今本町が経済再生を目指し、力を入れるべき観光産業に対する知識等を幼・小・中・高一貫教育の中で学習し、島はである誠を重んじた「観たい・聞きたい・学びたい」という学習の充実を図っていくことは大変重要な基本施策であると考えています。

また、自ら判断し解決することができる生きる力を育む教育の推進によって、与論町の将来に向かって力強くまい進する子供たちを町岡教育長の長年教育現場で培ってこられた手腕を遺憾なく発揮していただき、与論町の将来を担う子供たちを育んでいただきますよう御期待申し上げます。よろしくお願ひいたします。

さて、一般質問の通告をいたしました通告書のとおりに質問をいたします。

1 さとうきびの生産対策について

(1) さとうきびは、昨年、今年と2年連続の台風災害に見舞われ、今年の収穫量も大幅減収となるなど、生産始まって以来の大凶作となる見込みであります。これに伴って製糖期間が短縮されると、生産農家及び収穫作業受託組織の収穫作業に混乱を来すばかりでなく、再生産意欲が減退し、さとうきび栽培面積のさらなる減少につながるのではないかと懸念されるが、来年度に向けてどのような対策を講じる考えであるかお聞きします。

## 2 安心・安全なまちづくり対策について

(1) 台風時の避難場所や災害が起きたときの対応等については、町民に周知を図っているが、東日本大震災やフィリピンを襲った台風30号に見られるように、今までの常識がくつがえされる想定外の事態を目の当たりにすると、備えに万全というのではないのだと改めて痛感しました。このような教訓や観点から、本町の指定する避難場所を見直す考えはないか伺います。

(2) 避難に際しては、町民に対し避難グッズ及び食料を携帯するよう呼びかけているが、災害の種類や規模によっては対処できない場合もあり得る。このため、自治公民館等の指定避難場所には、最低限の飲料水、食料品及び幼児・高齢者等に対する必需品等の備蓄はもとより、これらの弱者に配慮した設備も必要であると痛感されるが、これについてどう考えているかお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

昨年の台風に引き続き、また今年も大変な災害を受けたわけでありますが、皆さんの御協力で復興に向かって今まい進しているところでございます。なお一層の御指導をよろしくお願ひいたします。

なお、先日の与論町制施行50周年記念式典には皆様方の大変な町民挙げての御協力のおかげさまで無事に終わることができました。ありがとうございました。

それでは、ただいまの林議員の質問にお答え申し上げます。

まず1の(1)についてお答え申し上げます。

今年期のさとうきび収穫量は、干ばつや台風等の災害に見舞われ、過去最低となる見込みで大変心配しているところであります。

平成25年新植夏植えは、60ヘクタール程度になる見込みで、来年の春植え面積も70ヘクタールを推進目標としています。苗の確保も補助事業の活用により対応できると思っています。今後とも生産農家の意欲減退がないよう、各種補助事業等を積極的に活用し、面積確保を推進してまいります。

次に2の(1)についてお答えします。

御指摘の災害時の避難場所につきましては、現在町の防災計画の中で台風や地

震、津波などの対象災害別に、また校区など地区ごとに場所の指定を行っているところです。

しかしながら、施設によっては必ずしも避難場所としての要件を具備しているとは言い難い施設もあり、今後はこれらの施設の必要な条件整備や現状に即した指定の見直しなどを行っていくこととしています。

なお、東北地方を襲った大地震及び大津波による被災や本町における大型台風被害の現実、フィリピンを襲った台風30号など近年の自然災害の脅威は、私たちに近未来への警告や多くの教訓を示唆しているものと考えています。

大自然の力の前には、人知の及ばぬところもあるかと存じますが、町行政として安心・安全なまちづくりの構築に向けてしっかりと努力し、取り組んでまいる所存であります。

最後に2の(2)についてお答え申し上げます。

災害時において、町民の皆様に避難を呼びかける際には、原則として避難用食料や貴重品等の確保、携帯を呼びかけています。

しかしながら、災害の種類や緊急度によっては、それらの準備や確保が間に合わないケースも想定されるところです。

かかる事態に備えるべく、指定避難場所として重要な施設である町内の各自治公民館等に食料品等の必需品を備蓄していく考え方につきましては、具体的な備蓄品目や、その規模の問題点、それらの品々の定期的な更新に伴う財政負担など解決すべき多くの課題があろうかと存じます。

安心・安全なまちづくりを目指す上で重要なポイントの一つとして各自治公民館組織を舞台とし、「自主防災組織」の立ち上げに向けて現在急ピッチで取り組んでいるところでありますので、「自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守る」という防災意識の高揚・啓発とあわせて、御提案につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

○議長（大田英勝君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 今御回答をいただきましたけれども、少し突っ込んで御質問をしてみたいと思います。

まず、さとうきびの振興対策についてなのですが、担当課のほうでは、これは毎年突きつけられる課題で、いつも真剣に対応されていると思います。私はそう思っていますが、今回については、ちょっと特別な状況であるということに鑑みて、毎年のことではなく、突っ込んだ対策も必要ではないかなと思っています。

まず、具体的な、これはどうすればいいかというのは、担当者のほうでよく御存じのはずですので、それは申しませんが、もし、このさとうきびを作れなくなった

状態、作らなくなつた状態というのは、農家が自主的に品目を変える、あるいは高齢化してなくなるということですからそれは仕方ないのですが、作れなくなるということは、その状況は、作りたくても作れない状況というのは最悪の状況になるかと思いますので、まず作れなくなる状況を回避するためにいろいろ考えていただきたいと思います。

もし、さとうきびが、その生産が困難になった場合の代用品、今、例えば2万トン生産すると、売上げは約4億円で、その4億円がすっかりなくなったとき、さとうきびのほかには何で4億円を稼ぐかということを少し計算してみたのですが、これが、もし牛で4億円を上げようと、補てんしようということであれば、今は2,500頭で、7億5000万円か8億円か、稼いでいますが、これを4億円を上げるために1,000頭牛を売らなければいけない。平均約40万円で、そうすると1,000頭の子牛を生産するための優良素牛を導入しなければいけない。そうなると優良素牛の場合は、大体1頭50万円から55万円になっているのです。これが1,000頭ですと、何億円ですかね、5億円から5億5000万円、高いのになると80万円とか90万円とかというのもあります。大体平均して50万円としても約5億円、5億円の支出が必要になってくる。さとうきびで4億円を稼ぐためには、それだけの設備投資をしなければいけない。インゲンであれば、効率の良いハウスで考えてみると、大体120万円、10アール当たり120万円を、今、売り上げていますので、4億円を稼ごうとすれば33ヘクタール、333トンです。これをハウスに直すと1,665棟必要になります。これを導入する金額というのが、もう莫大な金になるんです。今、10アールで300万円以上かかると言われています。1棟5、60万円、それを考えると約10億円を投資しなければ、このさとうきびの4億円は稼げないという単純計算になります。そういうことから考えると、これは1年では、おそらくというかもういくら頑張ってもできないのです。こういうさとうきびを補てんするための他作物を整備するためには、10年以上はかかるであろうと、そういう状況が考えられるのです。

となると、このさとうきびというのは、もっと真剣に維持をしていく、また拡大とまではいかなくても、維持していくための対策は講じていかなければ、強力に講じていかなければいけないんじゃないのかと私はつくづく痛感するのです。こういうことから、さとうきびを維持しながら、将来の与論型ビジョン、農業ビジョンというのを推し進めていかなければいけないのではないかと思いますが、町長はどうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このさとうきび問題については、基幹産業の何を選ぶかという

ことについては、私ども島のこの小さな面積で、農家1戸当たり7反にも満たないような面積しかない所で、決定するというのは非常に難しいところがあると思います。といいますのは、例えば、今私どもは国のおかげでさとうきびを作つて基幹産業としてやつているのでありますが、これらもしなくなった場合、どうするかという考え方自体が非常に恐ろしい状況であると認識しています。仮に、今議員がおつしやつたように牛でやるということになったときに、価格が40万円というのは非常に高い数値の計算なのです。これが20万円になる可能性もあるのです。全くできない、生活できないという考え方もあるのです。また他の作物をやつたときに、その作物が駄目で、例えればじゃがいもをつくつたとき、これが1年採れなかつたら、もう与論は食べていいこともある。そういうことから考えると、さとうきびの重要性は非常に大きなものがあるという考え方で今まで進めてきつているのです。

特に一番難しいところが、農作物というのは、今年これが駄目だったらすぐ来年変えようということがなかなかできないと思うのです。そういう点で、きびがもし問題が出たときに、ほかのものに移れるように準備しようというときには、面積のゆとりがないとできない。仮にほかのものをつくつたときに、さとうきびの面積が減っていくと、そうするとさとうきびが駄目になるのを加速させるという現象も起つことかねないという不安も非常にありますし、今私どもが非常に困つているのがその点でございます。ですから、6次産業というのを何とかそれに代わる、助ける、変わることを恐らく無理だと思いますが、助けるものとして6次産業を何とか推進していきたいということを考えて今進めているのがその点でございます。

そういうことで、さとうきびについては、国のほうもTPPの問題が出ても、はい駄目でしたということは絶対にないと信じていますので、その点のお願いをしながら何とかさとうきびをもっと推進していくことを考えてやつていただきたいと思っていますので、今後もまた御指導をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。さとうきびを重視していただいている考えはよく分かりました。

今の現状で言いますと、ぶっちゃけた話、さとうきびの面積を拡大するというのはまず無理だと思いますが、やはりそうなると収量を上げる、面積を上げるということに尽きるかと思います。さとうきびは、何を差しあいても水ですね、ですから、よく言われるのが9月までにどれだけさとうきびが伸びるか、それが勝負であるとよく言われますので、やはり一番手つ取り早いのは6、7、8、9月の干ばつ時期の水対策を完璧にしていけばある程度の収量は上がるのではないかなど、これ

は誰でも考えることでありますので、是非そのことにもまた力を入れて、そのほかにも反収の上がるようなそういう政策を推進していただいて、お願ひをしたいと思います。

さとうきびというのは、経済効果が3.9倍あると言われていますが、昔からそう言われています。4億円ですと、15億円ぐらいの経済効果があると、目に見える効果まで入れてあると言われていますので、さとうきび生産者が存在する限り、さとうきびで暮らしていける、また与論型農業というのは、さとうきびを中心としたいろいろな輪作体系、あるいはそういう体系をとっていますので、さとうきびを今後も守らなければいけないと私は思っています。できる限り安定した政策が推進できる条件整備というのも、是非必要があれば補正予算を組んでいただいて強力に進めていただければと思いますが。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりでありますと、与論の地域経済を考えたときに波及効果が一番大きかったのが紬ではないかと思います。紬が駄目になりました、その次がやはりさとうきび、これは商売している人たちが相当認識しているのではないかと、身をもって体験しているのではないかと思うのですが、その経済効果というのは非常に大きなものがあるということは重々認識しているのです。

そうですので、その対策としては先ほど議員がおっしゃいました反収を上げる。それには水の確保が必要だということで、逐次ため池については進めていきたいと思っています。古里のほうも今大きな沈砂池を池にする計画で、今それも進めています。水をやるということ、もう一つは共済を活用、与論の場合は非常に共済の加入率が低いものですから、いったん災害が起きたときの痛手は非常に大きいものがあります。その理由は何といいますか、非常に財政的に苦しい状況にあるために共済に入るまでのゆとりがないというのは重々分かっているのですが、何とかして共済の加入率を増やすよう、今関係者一同一生懸命やっているのですが、それも進めながら何とかきび対策をやっていきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。今おっしゃられたきび共済、共済の加入率100パーセントというのも一つの手だと思います。これは思い切った形で町が1年か2年ぐらいの援助をして、全員100パーセントきびに共済を掛ける。そういうことで援助なり、そういうことも考えられるであろうと思いますが、そういうことも含めて、十分検討していただきたいと思います。

それでは続きまして、安心・安全のまちづくり対策についてお聞きします。

今年は、私の家も半壊という被害を受けました。その時に避難を余儀なくされま

して、その際に少し気づかされたことがあったものですから、そのことについて質問をしてみたいと思います。

与論町は台風、風水害の地震等の避難場所として砂美地来館をメインに、先ほどもおっしゃいましたが、他の自治公民館18箇所と、全部で19箇所指定されているのですが、今回の場合は砂美地来館のガラスの破損等で大きな騒動があり、二次避難という体制をとったのですが、ちょうど私の家が被害に遭いまして、天井が全部飛びまして、屋根が飛んで、トタンが飛んで、天井が破けて、雨が打ち上がって打ち込んできて、これはどうしても避難しないといけないということで、うちの親父と、うちの親父は車椅子ですので、なかなか避難ができないということで家にいたのですが、いよいよこれは避難しないといけないということで、親父を車に乗せて行こうとしたときに、娘のほうから電話があつて「砂美地来館が大変なことになっている」ということで電話がありまして、「じゃあどこに行こうか」ということで、いろいろ迷ったのですが、頭がパニックになって、すぐ汐見荘のほうに行ったのです。向こうに避難をしに行ったのですが、そういう状況で大変今の施設の中で、ドーム型の施設というのは風台風の避難場所にはかなり不向きではないかという話を聞いたことがあるものですから、そういう対策、あるいは検討というのもしていらっしゃるのかというのをお聞きしたいなと思っています。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） こういう災害が起きたときに避難する場所というのが一番考えられるのですが、台風の場合の特徴としまして、物が飛んできてぶち壊すと、例えば鉄筋コンクリートでつくっていても窓に物が飛んできたときはこれはぶち壊れる、実際やられているところはいっぱいあるのですが、そういう問題がありまして、台風災害に対しては、1箇所が全てじゃなくて何箇所かつくる必要があるというのが、今実際にやっているのがそれをやっているのです。

それと、何といいますか、避難指定、避難場所について風の方向によってどういう形で避難をするかということも考える必要がある。このことは今回の砂美地来館のことで、本当に身をもって体験したのですが、片一方が破けても物が飛んできてやられても、その中である程度避難できるけがをしないような位置の取り方をやはり考える必要があるということと。それから、やられたときに避難するタイミングをどのようにしていくかと、手段をどのようにとるかということ。それで第2、第3の避難場所をどの程度の距離内におけばいいかということも併せて考える必要があるのではないかと、今回学んだ一番大きな教訓は1箇所で全てという考え方は駄目であると、台風については。ほかのことについては、また別の点もあるかと思いますが、今後はできるだけ物が飛んでも被害を受けないような建物を選定する

必要もあるかと思いますが、基本的には今申し上げたとおりの考え方でやっていくということで、今は考えているところです。抜本的にいろいろな方法をお検討している最中でありますて、今後いろいろなフィリピンとか想像もつかないような台風がくる可能性もありますので、それに対してもどういう方法があるか、実際にそういう災害を受けている場所がありますので、そこも調査しながら検討してまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ついでに言えば、那間自治公民館のように高台にある公民館、やはりあそこは四方八方から強い風が吹いている。今年はおかげさまでそんなに大きな被害はなかったのですが、やはりああいうところを見ていると、すごく不安に感じるのです。そうすると、いざ避難というときには、向こうは大丈夫だとは思わず、向こうは駄目だということではかのほうに行ってしまうという可能性もありますので、やはりそういうところもよく吟味しながら検討していただきたいと思います。是非これもまた、それと、もしそこに指定するのであれば物が飛んできても割れないような対策なり、いろいろなそういう対策があろうかと思いますので、それも是非早急にお願いしたいと思います。

それから、2番目の避難時に際して、いろいろ食料品等を自分たちで必需品なり貴重品は持ってくるように、それはもう当然のことなのですが、実は、これは私個人のことで今回の台風で気づかされたのですが、親父を避難させようとしたときに、「私は、トイレが不自由なので、恥ずかしくて人前には行きたくない」と、こういうことを言わされたものですから、やはりそうだなと、私も考えてみると人の前で下の世話はできないということで、では家で何とか頑張ってみようということで、素人ながら一生懸命台風対策をやったのですが、簡単に屋根を壊されてしままして、それで砂美地来館に、最初は砂美地来館に避難しようとしたら、娘から電話があって「ここはもう駄目だ」ということで、次は福祉センターのほうに向こうだったら、そういういろいろな設備があるから行けるかなと思って、行こうにと思ったのですが、人が多いということで、なかなかうちの親父もあまり人の前には行きたくないという、そういうことがあったものですから、じゃあ仕方がないから自分の家に行こうと、増木名の家は、もう全くいられる状態ではありませんので、どこかいられるような所にいて、その間に台風は通り過ぎるだろうということで、覚悟を決めて茶花まで下りたのですが、そういう状況でなかなかいざというときには不自由な親を抱えていると、どうしても避難には二の足を踏んでしまうということで、私が今回これを出したのは、そういう施設が、こういう方はここですよと。絶対に普通の何というのですかね、普段どおりの介護ができるようなそういう所を指

定して、安心して向こうに駆け込めるというような、そういう施設もあったほうがいいのではないかと。また、そういう中にいろいろな必需品、こういう場所で言うのも失礼、はばかられますぐ、おしめなり、また小さい子供たちのいろいろな必需品なり、女性用のものなりというのがあろうかと思います。そういうのもやはり、私は通告書には、もう少し詳しく書けば具体的に書けばよかったのですが、そういうことまで書くとあまりよくないだろうなと思ってぼかして書いたのですが、私は食料品を言ってるのではなくて、そういう生活の身の回りの必需品ということで書いたつもりだったのですが、食料品のほうにいってしまったのですが、何とか、そういうことを安心・安全なまちづくりの中に、一つの考え方として位置づけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 弱者に対する配慮というのは、これは基本的に非常に大事なことである。これは十分認識しているのですが、なかなかそれに十分に応える体制というのは与論だけではなくて、非常に難しいところがあるのではないかと思うのです。ただ、トイレとかシャワーとか、いろいろなそういう点は少し便利なところにという、避難されるときの配置の考え方というのはできるのではないかと思っています。

今回も、第1番目を砂美地来館にして、2番目が防災センター、3番目が福祉センター、4番目が茶花小学校の体育館という考え方で設定をしてやったのですが、あちこちに分散しすぎると、必要に応じてやらないと、なかなか管理面で大変なものですから、行ったり来たりとなるものですから、そういう面もありまして必要最小限の戸数という形でしかできない状況にありましたので、そうしたのですが、やはり弱者に対する配慮というのは、今後検討していく必要があるのではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。

これから与論町が抱えるか課題はたくさんございます。庁舎の移転からいろいろなそういう大きな問題を抱えていますので、こういうことも大きな問題であると、大きな将来の視点ということで、是非真剣に対策を講じていただきたいとのお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 4番、林 隆壽君の一般質問を終わります。

次は、1番、林 敏治君の発言を許します。

1番、林 敏治君。

○1番（林 敏治君） 平成25年第4回定例会における一般質問を行います。

1点目に自然災害に強いまちづくり対策について。

与論島は平坦な地形で、台風等の自然災害の影響を受けやすいため、集落住民一体となった防災活動を強化し、安心・安全に暮らせる自然災害に強いまちづくりを推進する必要があると痛感するが、このことについて対策をどう考えているか。

2番目に成長戦略ビジョンについて。

1点目、流通コスト高により農業、漁業等、各種産業を取り巻く状況は極めて厳しいものがあるが、IT技術を活用し、販売体制の確立や沖縄を物流拠点とした流通ルートの確立などの取り組みが必要であると思われるが、どう考えているか。

2点目に与論島には、地理的特性や歴史的特性からくる島独自の魅力があるが、未来へ向け、その自然環境や伝統文化の保全が必要であると思われるが、どう考えるか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1点目についてお答えいたします。本町を取り巻く地理的条件や地形的条件などの自然条件を鑑みますと、台風や津波などの自然災害を受けやすい状況に置かれており、今後のまちづくりを考えていく上で、従来にも増して防災対策にウエイトを置いた行政施策・事業を進めていく必要があると考えています。

もとより、自らの身の安全は、まず自ら守るという「自助」、地域の安全は地域住民が助け合いで確保する「共助」、公的機関が提供する「公助」を防災対策上の基本的考え方としつつ、町として取り組むべき行政課題の解決に努力してまいり所存であります。

御提案の集落住民一体となった防災活動の強化や、災害に強いまちづくりの推進につきましては、現在町内の全集落において、自治公民館組織を舞台とした「自主防災組織」の立ち上げに向けて取り組んでいるところであります、この地域防災のコミュニティ組織と行政との連携・協働の強化を図っていくことが今後の防災対策の核になるものと考えているところであります。

次に、2番目の1点目についてお答えします。インターネットを活用した販売については、熱帯果樹を中心に一部で行われているものの取扱量は少ないと思われます。個人農家単位でのネット販売は難しいことから、町内の農産物や特産品等をまとめて取り扱う地域商社などの育成について検討してまいります。現在のJAの出荷は、鹿児島を経由した海上・陸送がほとんどであり、県下JAとの共同輸送により、流通コストの低減が図られているところであります。

沖縄経由の出荷については、市場までの輸送日数の短縮が可能となることから、鮮度保持、品質向上に伴う単価アップの可能性があります。来年度から奄振事業で農林水産物の輸送コストに支援が行われる見込みであることから、沖縄経由の流通ルートについてもJA等と連携しながら検討してまいります。

次の2番目の2点目については、まず私のほうでお答えいたしますが、その次に教育長からお答えしたいと思います。

それでは2番目の2点目についてお答え申し上げます。与論の恵まれた地理的特性としては、百合ヶ浜に代表されるリーフに囲まれた美しい海と、白い砂浜、豊かなサンゴ礁があげられます。多くの観光客は、この豊かな自然環境に魅力を感じて与論島を訪れています。しかし、これらの豊かな自然は、一度環境破壊が進んでしまうと取り戻すのには十数年、あるいは数百年かかると考えられます。

自然環境を保全していくことは、ひいては島の経済発展にもつながるものであることを常に意識しながら、農業や漁業、建設業などにおいても環境保全型の事業を推進していくことが必要であると考えています。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 答弁の前に様々な方からたくさんの期待を寄せられる教育行政の重責を感じています。どうか議員の皆様方も町民もですが、今後とも御指導も、それから御助言もお願いします。

それでは、2の(2)の答弁に入ります。本町が指定する文化財は、史跡記念物である与論町の城跡をはじめ、合計23件が指定されています。国指定では、無形民俗文化財の与論十五夜踊、平成23年度に「与論民俗村」の与論島の生産、生活用具として1,094点が有形民俗文化財に指定されていると把握しています。

自然環境では、サンゴ礁に囲まれた島独自のすばらしい景観をはじめ、活発な地殻変動を体感できるジオサイト等、大地との関わりや歴史を学べる場所もあります。

御指摘のとおり、本町の伝統文化や自然環境は、「島の宝」だと思います。方言や島唄、そして浜下りをはじめとする各種伝統行事等も含め、よりその価値を再認識し、未来に保存・伝承していくかなければならないものと考えています。

○議長（大田英勝君） 1番、林 敏治君。

○1番（林 敏治君） 今回の質問は、将来に向けての与論島の戦略基本方針の中にうたわれています。これからこの与論島は先行き不透明な時代に入っていくのでございまして、大変心配をしているということで質問をさせていただきます。

昨年、今年と相次ぐ台風襲来によりまして、家屋、それから農作物がですね、多大な甚大な被害を受けました。これから先も大きな台風が襲来すると思われます。

そういうことで、今までのことを考えながら今後の対策をどうすればいいかということでお聞きをしているのです。

まず、台風がくるということは、これは平坦な与論島ですから、必ずこれは被害が出ます。ではどうすればいいか、これは暴風対策しかありません。暴風対策です。私が考えることは、この平らな島をどうして守るかということです。まずは、やはり木を植えないといいけないと思います。そして、また強い家屋や建物を造らなければならないと思います。そういうことを考えながら、これからどういうふうなことをすればいいかということを少し申し上げてみると、最近防風用の苗木を注文していますね、それで、あれは50パーセントの補助といいますか、そういうことで配布するという考えですが、将来、この苗木をただで差し上げて、集落民一体、あるいは住民一体となって是非植えさせていただきたいと私は考えています。

また、この間、本町の町制施行50周年記念講演がありまして、その中で「樹木10年 樹林100年 みどり美しいアイランド与論を創りましょう」というテーマで講演がありました。その中で、これからはどういう時代かということでございましたが、生物多様性、生活多様性、景観多様性について話があり、今後の与論の生き残れるヒントがそこに隠されていたと私は思います。そういうことで、是非防風林を、こうはもう毎年、今植えなければいつ植えるかということです。それを是非お願いをしたいと、そう思います。

また強い家屋をどうすればつくれるか、あるいは前からコンクリート、コンクリートづくりということも出ていますが、もちろん税金対策も必要でしょうけれど、そういった強いまちづくりを是非考えていただきたいと思います。いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもも、この暴風対策・災害対策の一環として非常に重く考えて、今環境課を中心に進めているのでありますが、それともう一つは農業面でも、やはり今のままではきびの収穫等についてもですが、防風林といいますか、風よけの木が全然ないため収穫が減っていると、先ほど共済等で反収を上げるというのは、反収を上げるのには水と防風林だと考えているのですが、あわせてこれは強力に進めていく必要があるということを考えているのです。それはまた、できるだけ早くやっていきたいと思います。

しかし、一番根本的なことは、今お願いしている自主防災組織をつくって、考え方、町民が一つになった方向で行動する体制をつくらないと、これも非常に難しいと思うのです。昔から必要だとは分かっているのです。ところがなかなかそれを実

践するとなると、苗を配って支えてやっても、なかなかこれがまとまって出てこない。だいぶ前から苗も少しずつですが、支えてやっているのですが、それが果たして生えているかどうかという面もあるのです。

やはり、防災組織をつくるということがいかに大事かという、これは我々の経済状況にも大きく影響していく問題であるということで、今強力にお願いをしています。お願いをしているのですが、実際に今できているのが、はっきり申し上げまして、叶と西区と茶花だけです。非常にお願いをしているのですが、これをやってはじめて総体的な災害というのは、台風だけではなくて津波もあり地震もある。火事もありますし、実際には大島郡で一番最初に自主防災組織ができたのは茶花なのです。茶花は実際に効果を上げて、火災予防等でも活動しているのですが、これを立ち上げて実際に島全体のいろいろな災害の対策を練って、みんなで協議して練習もできるように、その体制を早急につくっていきたいと、今一生懸命各集落にお願いをしているところです。一日でも早くやりますので、また是非皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ただいま町長の御答弁の中にありましたとおり、私は今それを言いたかったのです。

私は、この避難訓練を是非全町民一体となって行う必要があると思います。それで今おっしゃった3箇所だけしかやっていない。これはできれば、各集落はもちろんのことなのですが、町で一斉に訓練をするということも大事じゃないかと思います。しかも年に2、3回は全体でやっていくという、そういう訓練が是非必要ではないかと思ってお願いをするところであります。

それと同時に、台風だけではありません。地震、雷、竜巻、それから津波です。こういうものに対して、いかに対応していくかということが一番大事ではないかと思います。私が考えるには、万が一そういう地震がきて津波がきたときに、まず何をするべきかということがあります。当然それは各住民が一体となって避難することですが、まず津波がくるという想定で、私はライフジャケットというものをいつも頭に置いています。というのは、各家庭にライフジャケットがあれば、それを着て逃げてもいいのです。つまりライフジャケットを着ていると、波がきても水の中には、最低沈まないだろうと。上に浮いていると助けられるということから、やっぱり各家庭には万が一のときのためにライフジャケットぐらいは置いたほうがいいのではないかと考えています。福島のああいった被災された方々の姿を見ますと、少しでもライフジャケットを着用していたならば、少しは助かったのではないかと、そう思って考えているところでございます。いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに今おっしゃったことは必要だと思います。問題はライフジャケットを何かが起こったときに、災害が起こったときに、活用できる環境づくりをやっておかないと、非常に問題があると思いますので、町が主催してこういう全体的なこともあります、地域によって避難の仕方がぜんぜん違うのです。例えば、茶花は低い所にあるので、津波や地震が起きたときにどういう経路で逃げていくかという、その経路から全部やらないといけない。ところが、中学校のある朝戸みたいなところは、少しニュアンスが違うと思うのです。それを網羅した形でやるとなると、どうしても地域防災組織ができ上がらないときちんとしたものはできない。地域によってはやっても、全体的にはこうするという盛り上がりがないと、町からこうしますからこうせーといってやっても、なかなかいざという時の効果というのは、東北の津波を見たときもそうなのです。みんな地域でやったところが、きちんとやったところが助かっているので、やはり地域を主体とした形で盛り上げた形でやらないといけないのではないかと。それで全体的にやることについては、これはやぶさかではないので、やりたいと思っていますが、しかし実際にやるからには、効果を上げるのには地域を網羅した形でやらないと、地域の声を聞いた形で、その上でやっていかないと、やっぱりいざというときの効果としては、大分問題があるのではないかと思っているのです。ですから、一日でも早くこの自主防災組織をお願いしたいということで、今、一生懸命お願いをしているところです。

今、津波の話が出たのですが、今南海トラフの問題が出ているのですが、この南西諸島はあれどころではないのです。結局あと3箇所、沖縄から鹿児島のほうまであと3箇所危険地帯があるのです。フィリピン海プレートと大陸プレートと、太平洋プレートが合わさっている所が非常にエネルギーがたまっていると、琉大の木村教授も指摘しているのです。そういう面もありまして、やはり津波に対する考え方というのはどうしても必要だと、今おっしゃったライフジャケットの件は、これはもう是非必要だと思っています。今後、早急に検討してまいりたいと思いますので、御協力、御指導を切にお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 是非検討されて安全で安心なまちづくりを目指していただきたいと思います。

それでは次に移ります。与論町の成長戦略ビジョンというものについてなのですが、まず流通コストとか、あるいはいろいろなＩＴ技術を生かした与論のＰＲとか、やはりそういうものをどうすれば、この与論島から発信していけるかということが、また近い沖縄を利用して、コストの少ない農作物を輸送できるかとか、そ

ういったものを考えたときに、やはり人・物・金・情報における市場が拡大するということで、そういう視点から6次産業化や特産品開発、観光などを積極的に推進して、日本だけではなくて、アジア、それで世界にこれを発信していくということで、私は沖縄を起点にしたらどうかということを申し上げたかったのです。その点についてどうですか、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりでありますて、ＩＴ技術を利用した形、これも非常にそういうことを願って導入したのです。ですから、それを生かすというのも全くおっしゃるとおりであります、それに続いて問題なのが輸送コストがどうかという問題になるのです。今回の奄振の中に今国土庁は認めて、今から財務省とのやりとりになるのですが、一括交付金を30億円余りお願いをしているのです。これは国土庁の場合は認めて必要だということで、今政府のほうに出しているのですが、12月の終わり頃に決定するだろうと言われているのですが、それが全額認められれば非常に大きな効果があるのではないかと期待しています。

しかしながら、非常に財政が厳しい中でお願いした項目がどれだけ削られるかという問題が、今私どもは非常に心配をしておりまして、つい先般も各首長みんなで陳情に総務省のほうに、総務大臣にも麻生大臣にもお会いしてお願いをしたところですが、是非これが実現できれば非常に大きな効果が出ると考えています。ただ一つ問題がありますのが、この奄振というのが奄美、鹿児島県の県内の奄美という形の中で、与論だけは、沖縄も入れた経済圏、生活圏が沖縄であるということで、強力にお願いをして沖縄との航路について国土庁には認めていただきました。それも含めて計画の中に入れてお願いをしてあります。

それと、最初は農業産品ということだったのですが、漁協とか他の産業品目もどうしても入れていただきたいと。企業誘致も国の大規模な援助の下で、ある程度努力をしているのですが、結果的にでき上がった製品が他の地域と競争ができない状況にある。それをせっかく生かすためにはどうしても運賃の補てんも必要であるということをお願いをしてやっているのですが、現実的には厳しい状況があります。その中でどれだけ認められるか、我々が要望しただけ認められれば、ある程度の効果が望めるということで、希望を持っているのですが、そこは今後また努力しないといけないと考えています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 是非、その奄振法の流通コストに関しましては、積極的に自ら何回も出向いて是非お願いをしていただきたい、とそう思っています。

それでは次に、与論の伝統的な文化、そしてまたいろいろな環境、そういうこの

与論独自のものを、もちろんこれは大変歴史的にもあると思われますが、まず私が言いたいのは、島口方言のことで、これを今後子供たちに引き継いでいくということを考えたときに、何らかの形で今残せるのは何かないかという考え方で質問したのですが、町制施行40周年記念のときに、「ことわざカレンダー」というのを発行しています。町制施行40周年のときの「ことわざカレンダー」は、今各家庭に下げてあると思います。めくっているか、めくっていないか分かりませんけれど。そういうことも考えたときに、この50周年の節目のときには、何をするかということを考えたときに、私は島口方言を辞典にして、辞典にですよ、それを各家庭に配布すると、そういうことで将来の子供たちにこの島言葉、方言を覚えてもらう、継続してもらいたい。そういう気持ちで今考えているところです。町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 島口は、私どももしばらくは日を決めて朝の朝礼の時には島口でやったこともあるのですが、また元に戻ってしまって大変申し訳なく思っているのですが、やはり島の言葉を残すということは非常に必要だと思っています。ただ辞典を無料で配布ということまでやれるかどうか分かりませんが、それは教育長とも相談して、方言の存続はどうしてもやっていかないといけないと考えています。

私も修学旅行で来る子供たちには、全部島口で話をしています。これが島の宝ですということで、少し解説も入れていますが、修学旅行で来る子供たちに一番のお土産にやるのではないかと、島の言葉を一つでも覚えていってくださいというお願いをして歓迎をしているのですが、島口だけはどうしても残していきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 実は、宇検村の方が元教育委員会の方なのですが、宇検村では方言を収集して辞典を完成して、それを配布するというふうに新聞に載っています。そういうこともありますて、是非この与論の方言を残したいとの思いであります。教育長どうですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今の辞書については、菊さんが非常にすばらしい与論の方言集を作られています。非常に有り難い御指摘だと思っています。

次に、島の方言の日ということで、前の教育長先生から引き継がれている「方言の日」を活用しながら、なるべく方言を使う日の認識を高めようというのが2つ目に行われているものです。

3つ目に、辞典ということでしたが、前年度から引き継がれて道徳読本というこ

とで、田中國重教育長先生の書かれた本が、もう一度冊子にして、見直して冊子にして配布するために全て手順が整えられておりまして、12月13日に第1回刊行委員会を開きまして、今年度中には編集のところまでいくと、来年度は発行できるという「為ラヌシドウ習ローティ」というあの言葉ですね、それを準備しているところです。そういう意味で、もう一つは、これは別のほうになりますが、この島の方言を大切にする方向では、郷土研究会が県民大学講座とかを開いていらっしゃいますが、まず第一に島の人たちが島の方言を大事にする思いを認識する場の機会の拡充というのも考える必要があると思いますし、それはまたお互いが家庭でしっかり使っていこうという運動も大事かなと思っています。以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） その方言を残すために、是非努力をしていただきたいと思います。

もう1点、与論島の各名所、あるいはいろいろ地名とか、そういうのをユンヌフトウバの方言で書いて、掲示板に載せて、そういうところの方言と共通語を下に書いて、そういうのを掲示したらどうかなと思っているのです。その点に関してはいかがですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） また、そのことも非常に方言と島の文化の両方を発信したり、島の人が認識するために非常に大事だと思っています。ただ、いろいろ意味で予算が伴う設置の方法については、今後工夫したり考えていくとして、今の御提案の中にあるものを広報とかに順次一つずつでも町民に知らせていく啓発活動から始めるということは、すぐ足元のことできることだと思いますので、方言名、日本名、あるいは意味、そういうのをそこにまつわる小さなお話、そういうものは様々ないっぱい努力をしている方の御協力を得れば、継続していけるものだと感じています。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） それではひとつよろしくお願ひします。

もう1点最後になりますが、先ほどちょっと出たのですが、与論町の伝統的な、そして奄美大島の伝統的な紬のことについて、少しお伺いしたいと思います。

昨年、奄美大島でブランドコンテストがありました。その中でワンポイントを入れたベストといいますか、ポーチのようなそういう、いろいろなワンポイントを入れた大島紬の作品が、輝かしく第1位になっています。つまり大島紬というものをアピールし、大島紬の良さを訴えているのです。そういうことで、この与論島も紬を織って昔は生活をしておりました。先ほどおっしゃいました紬が駄目で、さ

とうきびに変わったという町長の御答弁があったようですが、私はこの紬をやはり継続して、今はた織りをしている方がまだたくさんいるのです、与論でですね。そういうことも考えると、この紬を是非宣伝をし、アピールをし、与論に残していくなくてはいけないと思っております。是非、町長自らその宣伝をしていただきたい。つまり紬をワンポイントを入れて着用しながら訴えていただきたいと、勝手ではございますが、お願ひするところでございます。いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもも紬の技術、伝統文化を残すということで、町で無償で提供して、今使っていただいているのですが、中央公民館の横ですね、それを紬そのものの商品は別として、いわゆる手を加えたワンポイントを加えて商品化するという技術は非常に才能が要るので、これは山下さんの息子さんが実際に今一生懸命頑張っていろいろな形で作ったりしていますが、今後またいろいろと側面から協力できることはやっていきたい。また時々観光関係で行くときの、何というんですか、商標を持って行って販売する。ああいうのを手伝ったりはしていますが、それを本格的にまた検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、ありがとうございました。

それでは、今後、与論島がますます発展し、生き残りの時代に強い与論であってほしいという願いを込めて、私はこれで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） どうもお疲れさまです。

一般質問に入りたいと思います。

昨年に続き、今年も大型台風で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

また、義援金を寄せられた全国の方々に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

一般質問に入ります。

1 危機管理について

- (1) 非常時の指揮命令、情報の伝達等、収集及び消防車両機器の保全管理の在り方等について、どのような対策・施策を講じているか。
- (2) 昨年、本年と続く台風災害において、光イントラネット事業リスクは看過できない事態ではないか。経営方針について伺いたい。

2 新任教育長の教育方針について

- (1) 教育長が考える学校教育に対する基本的な考え方と抱負について伺いたい。
- (2) 教育現場における災害時や不測の事態への危機管理や事故・事件及び不祥事等の発生を未然に防止する重要なファクターは保護者との意思疎通、信頼関係の構築は重要な要素の一つと考える。どのような対策等を考えておられるか。

3 職員採用及び職場の生産性向上への施策について

- (1) 採用試験はどのような方法で行っているか。現在の採用の在り方に公明性の推進と改善等の必要性はないか。
- (2) 職場の生産性向上を図るため、情報共有化などA T活用のための施策にどのように取り組んでいるか。

以上、質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に1の(1)についてお答えいたします。まず災害等が発生した場合の非常時における指揮命令につきましては、町長が最高指揮官である「災害対策本部長」となり、その傘下に各課長などで構成する部門別の対策部長をはじめ、与論分遣所所長及び消防団長も加わる形となっております。

情報の収集及び伝達の方法につきましては、総務企画課の職員を充てる総務対策本部において、県の「防災情報提供システム」の活用、町の防災行政無線及び個別受信機等による町民への情報伝達を行っております。

また、消防車両等の保全管理につきましては、役場南庁舎内及び隣地の駐車場において保管管理を行っておりますが、必要な規模の消防車庫の整備が当面の課題となっております。

次に1の(2)についてお答えいたします。昨年から今年かけて、本町を襲った台風被害は、住家をはじめ、農林水産、商工、観光業、公共施設等々、全町民の生活や産業・経済に甚大な被害をもたらし、今後の復旧・復興には相当の時間とコストが必要であり、憂慮しているところであります。

被害を受けた公共施設の中で、光ファイバー関連では先の台風24号による被害額は概算で6000万円に及ぶ見込みであり、御指摘のように新たな財政負担や、受益者の利便性などの面で大きな課題を生じる結果となっております。

全町的な情報化を進める目的で、整備した光ファイバー関連事業の運営等につきましては、導入時の契約により、光幹線及び受益者宅内への光ケーブルの所有者を町としながら、NTT西日本に対して10年間貸与する形での運営を行っているところです。このため災害時により断線した光幹線及びケーブル等の復旧費用につきましては、全額町の負担となっていることから、今後の町財政を圧迫する大きな懸念材料の一つとなっております。

今後の対策としましては、これまでも関連施設の台風対策仕様への変更、改善等を当該業者にお願いし、一部改良された設備もありますが、引き続き改善策を要望していく、あるいは可能な部分については復旧コストの一部負担を要請していくなどの措置を講じていく考えであります。

2の(1)については、教育長よりお答えいたします。2の(2)についても教育長よりお答えします。

次に3の(1)についてお答えします。本町の職員採用試験の方法につきましては、鹿児島県市町村行政推進協議会の統一採用試験の実施基準及びスケジュールに従って実施しております。日程的には、毎年7月下旬頃に試験日や具体的な内容を受験者に明示する「公告」を行った後、週報や定時放送、町ホームページ及び県情報センターのホームページへの掲載などによる募集を行い、9月下旬頃の統一採用試験日に試験を行うこととしております。

また、試験問題につきましては、公益財団法人日本人事試験研究センターが作成した問題集を使用し、高校生卒業程度の教養試験・作文試験・事務適正検査・一般性格診断検査・口述試験の総合点により、合格判定会議を経て合否を決定しております。

さらに、合格者の公表につきましては、町内3箇所の掲示板に掲示するとともに、全受験者に対して文書により合否通知を発送しております。

なお、より優秀な職員を採用するためには、募集広報の方法などを工夫していくことも必要かと考えているところでございます。

最後に3の(2)についてお答えします。IT機器の活用による職場業務の効率化につきましては、例えば最近の施策で申しますと、昨年度の「新規ファイルサーバー」導入事業により、職員が扱う業務用ファイルを格納するサーバーを新たに設置して保存量の増加を図るとともに、サーバーを二重化することでデータ破損の危険性を軽減しております。

また、国民健康保険事業や介護保険事業に係る電算システムにつきましては、国保連合と直接つなぐ独自の方式を採用し、事務手続の効率化を図っております。

加えて、選挙事務についても地域インターネット基盤整備事業で構築したネットワークを活用することで、情報の共有化及び開票所での県当局への報告、連携業務等が改善されております。

なお、ＩＴ活用のシステム化につきましては、主なものとして前日の国保や介護事務のほかに、年金事務、図書館の電算システムなどが主なものですが、今後はコピー機の更新やメールソフトの切り換えなどが必要となることから、それぞれさらなる業務の効率化及びスピード化に向けて努めてまいる所存であります。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、2の(1)と(2)についてお答えいたします。

学校教育に対する基本的な考え方という視点からは、今年度は25年度版「与論町教育行政」要覧を継承していきます。

抱負という視点では、町民憲章を具現化する方向で「風格のある文化のまちづくり」を推進していきたいと考えております。その背景には「誠」を核に据えていきたいと思います。「誠」というのをどのように言うかということで、

- ①誠実で心豊かな人間性を持ち
- ②粘り強く真理を探究する姿勢や行動力のある
- ③言ったことを成す有言実行の人、成すべき事を言う積極性や創造性のある人です。

より具体的に言うと「豊かな心と健やかな体（德育の推進、体力・気力づくり）」「基礎学力の定着（知識と知恵を身につけさせる）」ということです。この基本に立って、与論らしい教諭を付加していきたいと考えます。

そのためには学校の活性化が必要です。より開かれた学校づくりのために、学校・家庭・地域・教育委員会がより一層の連携を深めるようにしていきたいと考えております。

次に、その(2)です。質問にありますように、教育現場における災害時や不測の事態への危機管理や事件・事故及び不祥事等の発生を未然に防止するためには、保護者との意思疎通、信頼関係がとても大事であると考えています。対策としては、信頼関係づくりのためには、学校側からは日頃の教育活動に関する広報や啓発活動が大切であると考えます。また、学級担任という視点からは、学級だよりといった広報・啓発の活動や、保護者からの相談を定期的に受け入れる体制や、相談がしやすい環境づくりが大切です。

また、保護者の側からは、学校参観の日や奉仕活動、学級PTA等の機会には出

席し、学校、すなわち担任や校長、教頭との会話に努め、日頃から教育についての情報共有がしやすい関係をつくることが大切です。信頼はつくり上げていかなければならぬものだと思います。

もう一つあります。PTA役員との積極的な交流（学校側の代表者とPTA役員の両方向が）や学校評議員との交流も大切です。どの学校にもこれらの組織はありますので、この活性化に努めたいと考えます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 質問の前にお配りした資料が少し間違っていましたので、平成25年度の台風が24号ですので、これは17号になっていましたけれど、申し訳ございません。訂正をお願いします。

資料を配布しましたので、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

その前に町長、昨年も同じようにこの議会の中で、非常に台風の風の強い中で採用試験をされたということで、私、町長にこれは問題があるということで指摘しましたが、この平成24年の16号の台風を見れば、朝7時半から9時過ぎまで50メートル以上の風が吹いているのです。こういう中で、採用試験を行ったということは重々反省していただきたい。その前にひと言申し上げておきます。

このグラフに見るとお分かりでしょうが、昨年の16号及び17号、15号の台風のデータは途中で欠落しているために載せてありませんが、南と北で両方から揺さぶられて、非常に家屋自体が相当弱体化をするような風の吹き方をしたのだと、この風速40メートル以上のピーク時のところの方向を下の段に書いたのですが、その行の下の4行には、8時に50メートル、11時40分までが北北東の風で40メートル以上の暴風が吹いています。そして17号では南西から、南から、したがって今年は24号は一つの台風で南と北から暴風でやられたと、私は先ほどの林両議員からの質問でもありましたように、もうこのような台風が頻発するのではないか、町長もそのことをおっしゃられました。ならば、去年、今年と災害の支援金とかいろいろ制度の恩恵を受けましたが、これが来年もきて、もしかしたら再来年、3年、4年、5年とこれが続いたときに国や県や町は、これは財政が続きますか。それも去ることながら、やはり50年スパンぐらいの時間の中で、そういう災害に適応した家屋もつくるべきではないかということで、昨年も質問しましたが、これについて何か政策的に提案したのですが、町長、これらについては御検討されましたか、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 災害についての建物の件については、一応は奄美の首長会でも何とか台風常襲地に対してはなんというんですか、建物の固定資産税の件につい

て、みんなで要望書を出すことができないだろうかという話を出したのですが、なかなか沖永良部のほうは、沖永良部台風を一度やっているものですから、それをやろうという考え方で、それは賛成だったのですが、なかなかまだ奄美の意見としてまとまっているところであります。あと公共施設といいますか、電気系統あるいは今から出てきます情報関係のNTTの件については、これは奄美全体ではやっていないのですが、沖永良部2町とも出そうという話を今やっているところです。先般、国土交通大臣の太田大臣にお会いできる機会がありまして、台風災害の報告等を直訴したのですが、電機、それからNTT関係の電線の地下埋設、これは宮古島台風で宮古島が一部それをやっているという前例がありまして、それを与論もできないということはないだろうということで、前向きに検討する必要があるなということはおっしゃっておられたのですが、今後沖永良部と共同して、そういう点も含めて推進をしているまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは去年も質問したことについてお聞きしているのですが、質問したことだけ御答弁いただければありがたいなと思うのですが、私が言っているのは、個人住宅のことを今のやり方ではなくて、固定資産税を軽減するとか、そういうことは国を動かしたり、制度的に非常に難しいところがあって時間もかかることですので、そういうことではなくて、税務課長の御協力とかいろいろアドバイスを受けてみたいのですが、例えば木造で25坪の家をつくって、コンクリートでも25坪をつくった場合、木造は40万円、コンクリートは60万円の計算で、そうすると1000万円と1500万円となりますが、500万円の建築費のコストの差がありますが、これを木造も鉄筋コンクリートもずっと税金を60年間払ったとして計算すると、木造が大体150万円、納める税金、鉄筋コンクリートが約450万円、300万円の開きがあるのです。逆の考え方としては、与論町は鉄筋コンクリートの家を造れば、60年後までその家から税金がもらえると、だったらそのうちの100万円ぐらいを先に出して、鉄筋コンクリートの家をつくるためのそういう事業はできませんかということなのです。

だから、今の国の制度とかそういうものをいじっていては、それはいつになるか分からぬから、町長の政策的な考え方として、そういう考えもあるのではないかと、固定資産税の軽減をすれば税収が減るでしょう。与論町のいわゆる独自財源の税収が減るのであれば、それは意味がないと。逆の考え方で、だったら今すぐできる政策というのは、こういう政策はいかがかということで、昨年も具体的には金額は申し上げませんでしたが、そういう方法もあるのではないかと。そういうことで、是非これだったら南町長独自でやれる政策ではないですか。何も市町村長会と

か、そういった人たちの合意を得る必要はないと思う。だから、そのへんをもう少し考慮いただきたいということで申し上げておきます。いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の考え方についてですが、確かにある程度町から鉄筋でつくったときに、補助を出すという考え方も考えられないことはないと思いますが、また、ほかの面の公平性というのも検討する必要があるかと思いますが、その件については、今後検討をしていきたいと思います。これは何軒やるか、どれぐらいの規模になるかという大きな問題もありますし、財政の問題もありますし、また、公平性の問題もあるので、いろいろな角度から検討する必要があるのではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 是非南町長ならではという政策を打ち出していただきたい。例えば、もちろんそれにはいろいろな25坪以上でなくてはいけないとか、30坪以上でなくてはいけないとか、それは小さな家までそうするかとか、いろいろ問題はあると思うのです。そこは場内で検討していい話であって、まず町長がリーダーシップをとって、どういう政策でやろうではないかと、それを言えば優秀な職員がいっぱいいらっしゃいますから、それなら私はすぐ可能な話だと思います。

この答弁書の中でお尋ねしますが、「与論分遣所長及び消防団長も加わる形となっている」という形で、指揮命令について、この形となっていますが、これは本当に消防署の職員を分遣所の職員を、本町のほうで最終的に指揮命令できるかどうか、できるものか。そして何かあったときの責任はどういうものなのか、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点、勉強不足で大変不確実ですが、今までやっているのは、相談という形で分遣所の所長にこれをやれというのではなくて、これはできないうだろかというふうな形のやり方でやっているのです。命令というのは、やはり所長の権限の命令でやっているので、それをその上に町長が分遣所長に命令することは、管理者ですのでやってできないことはないとは思いますが、私も副管理者になっておりますので。そういう立場からはできるのではないかと思いますが、今までやっているのは、協議という形でやっているのが現状です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 協議という形で分遣所の職員が出動したり動いたりということはあると思いますが、だから、あえて私は指揮命令という言葉をここに使ったのです。それは前に、私が、沖永良部と与論の消防の広域化の中で、何回もこの件につ

いては取り上げました。今の状態では、本当にいざというときには指揮命令で動けない状態ではないでしょうかと。だから副町長にお尋ねしたいのですが、今までに台風で避難したいという要望・要請があったときに、与論町のほうでそれをされたことはありますか。避難の現場に行って、町民を避難所まで送り届けるというのですか、避難の支援をされたことはありますか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今年の24号の際も町のほうで主に消防の水槽車を利用して、たくさん避難所まで誘導してあります。ただし、1軒だけは台風の目に入る寸前の時刻で連絡があったのですが、このような状態では職員の派遣は難しいので、あと15分、20分したら台風の目に入って風が少し穏やかになるときに迎えにいきますからということで、我慢して待ってもらった状況であります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この私の出した表から見れば、おそらく風速が50メートルを超えており、あるいはほとんど50メートル近くのピークが2回あるのですが、どの時間帯で出動されたか分かりませんが、聞くところによると分遣所の救急車では、風速40メートル以上の状態では救援には派遣できないのだと、いわゆる内規みたいなのがあるとお聞きしているのですが。また役場が支援に走ったときには、既に40メートル以上を超えており、役場職員が出動しているということも私はお聞きしているのですが、そのへんは間違いないですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 正確な風速については、その都度把握はしておりませんが、町職員には二次災害が起きないことを一番念頭に置いて、派遣するときもそのようにしております。大丈夫だろうという判断のもとで一応これまでしてきたつもりです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、本当に役場職員の方々は、ある意味ではこっちの組織は出動できないけれど、役場職員は身を挺して出動しているという現実があるのです、現実に。それで、これが果たして私たちが考えている消防や、そういう救急に対する考え方なのかと、改めて考え直さざる得なくなりました。逆に別の考え方では、警察官や自衛隊は自分の身を挺してでも国家国民の命を守るというのが彼らの使命であり、誇りだったと思うのです。私も消防団員もそうだと思っていました。そうではないかと思っています。また、もちろん分遣所の職員だって同じだと思います。

だから、それは大変な時に出動をして、矢でも鉄砲でもなたでもいいから出動せ

一という意味ではないのですが、やはりこの辺についての救急支援、この辺の在り方については、広域の中でもきちんと話し合いをしていただきたい。また、こういう中での救助体制、それについてはきちんと合意をとり、命令系統をどうするかについても、今後検討の余地があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後また検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 2番に移りますが、光ファイバーの件ですが、今後の町財政を圧迫する大きな懸念材料の一つになっているということは、この事業を最初に提案されたときから私は言いました。これは与論町だけがリスクを背負って、業者だけがもうけをいただく事業ではないですかと、経営リスクは私たち地方公共団体に押しつけて、もうけだけは持っていくという事業ではないですかと、おかしいんじやないですか。与論町診療所の民間委託についての議案があったときにも、私は反対しましたよね、町長。経営リスクを全部地方公共団体に押し付けて、一般企業だけがいい目を見るような内容ですか。

それと、答弁の中に、「復旧コストの一部負担を要請していくなどの措置を講じていく考えであります」とありますが、契約書があって、その契約書では確か10年だと思っていますが、その中の項目の中でこういうことができるのですか。これは現実的にできる話なんですか、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、この契約の仕方について、見方によっては議員がおっしゃるとおり、そういうNTTだけが利益を得て、地方公共団体に無理を強いているという考え方もあるのですが、これは与論だけではなくて、全部そうやっているのです。

例えば、沖永良部もそういう形態でやっているので、私どもだけがやっているのではない、光を導入するにはどうしても今の時代、将来はどうなるか分かりませんが、今の時代ではそれしかできなかつたと、その上でやるべきかどうかという検討をした結果、実施に移したのであります。そういう点を、また今後の軽減については、これは光の必要性は全部分かってのことですが、国からの、国に対しても、今後の補てんの在り方というのを何とか増額してもらいたいという要望を、私どもはみんなで訴えていきたいと考えております。実際に、今まで何回かこの施設等についての、維持についての補助をお願いした経緯もございますが、まだ実現はしていないのですが、今後強力にそれをやっていきたいと考えております。

○5番（喜山康三君） もう一つの質問にも答えてくださいよ。一部負担を要請してい

くという考え方があることですが、これは可能性あることなのか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その一部負担の軽減ということ、これは例えば保険に入っているのですが、保険は半額しかみないということで、その残が町負担ということになっているのですが、国からの補てんをお願いした形で、契約上的一部負担というのは、これはＮＴＴさんのはうが承諾しない限りできないので、ちょっと無理な点があるかとは思いますが、その努力をするのは必要であると考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長の答弁で、与論だけでなく全部そうしているという形で答弁されていますが、私はこれは答弁にはならないのではないかと。他の市町村が同じような契約をしているから、与論町も同じようにせざるを得ない。また、この光事業をやるためにには、こういう契約でないとやらないから仕方がないからやりましたという話ではなくて、もっと与論町のリスク軽減をするためにやるべきこともあったのではないかと。契約時点において、この契約の中には、公開してはいけないという項目もあるそうですね。それは私は、沖永良部のはうも調査したのですが、沖永良部のはうからも聞きました。当初、元井課長のはうからもお聞きしました。こういう契約を結ぶときには、基本的には全てそういう今のＴＰＰじゃないけれど、議会のほうに公表して契約するというの大前提にしてやっていただきたい。その中でリスク軽減をどうするか、与論町の利益をどう確保していくかということのチェック機能が働かないじゃないですか。是非この辺も考慮した形で今後の事業については取り組んでいただくようお願いしておきます。

それから、防災センターをつくろうとしたときにも、あそこの下に消防車車庫もつくるんだと、そして向こうのはうにきちんとそういう施設もするんだということで説明を受けたのですが、その時にあの場所にどこの誰が駆けつけて行って消防車を出すのですかと、問題があるのではないかということで、私は指摘しました。見てのとおり何千万円という消防車が潮風に野ざらし状態。あれが普通の人間の感覚ですかと、経営者の感覚ですかと、これをどう思ってますか、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） それはもう確かにこの辺はみんな潮風ですから、そうおっしゃられればそういうことになるかと思いますが、ただ、これは役場が移転するかどうか場所が決まらないと、職員が運転しますので、遠い所にその施設をして、そこにある車に乗っていくという時間が、できるだけ時間をとらないという考え方で、一時的な考え方でやっているので、これをずっとやろうということではありません。

役場の隣に持つていかないと、火事があったときには即時対応ができないものですから、今はしようがなくてやっているだけの話で、役場がまたどこかに移転する、場所が移るということになれば、役場と一緒に、それはもう考えないといけないと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長の答弁を聞くと、私他人事みたいにしか聞こえないのであります。あれだけの高額な消防車両を今までもう何年野ざらしにしていますか。昨日、今日の話ではないですよ、もう少しは自分のものとしての考え方がないのか、非常にそれは全課長同じです。あれをあのままの状態にして全員がそれを知らんふりをしているのですか、ほかの課長も。何とかしないといけないのでは、やるべきじゃないですか。それは担当課長だけの話とか、町長だけの問題ではないと思います。砂浜に船がひっくり返っていてそのまま置きつ放して、それで飲めや歌えやのドンチャン騒ぎの50周年は何ですかと、逆に。島に来たお客様があれを見て何とおっしゃっていましたか。物事は基本というものを少しきちんとやっていただきたい。「役場というのは、こんなものだ」と、「そんなものか」と、「見ているようで、何も見ていない」と、言われていますよ、少しは皆さん方も考えてくださいよ。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 道具というのは使うためにあるので、即応性、緊急性を必要とする道具についてはやむを得ないということもあるので、議員がおっしゃるとおり、それを考えないわけではないです。ただ役場はこっちにあって、それを使う人間がそこにいるから、いちいち遠い所の潮が全くこない所にその施設をして、取りにいくという時間がとれないからやむを得ずやっているので、今後また庁舎位置の検討については、そういうことも検討する必要があるのではないかと思っております。今後は、次の方々には、そういうことも検討するよう伝えていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、カバーをかけておくとか、今できることだってあるでしょう。

次に移ります。教育長、新任の教育長で町民からも大変期待していると、そういう声をたくさんお聞きします。是非、町岡教育長らしい与論の教育を是非もう1回見直されて、新しい別の形の島づくりをやっていただきたいと思いますので、簡単でいいですから、ひと言。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。「誠風」にも書いたとおりですけれども、今のようなお言葉を十分聞きながら、さまざまな視点から急がずに前までやってこられた良いものは残して、どうも不自由を来していたり、不自然さを来していたりするものは改善をしていく。そのためには、やはり多くの声を聞きながらやっていきたいと思います。

今日のように方言の本を残すのであれば、きちんとやはり3小学校、中学校へと橋渡しのできる学校教育の中に与論らしさを入れていくというのが大事であると思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 少し話が変わりますが、先般与論町の学校が最初にどこができるのかなと思いながら、与論町誌で見たら、那間小と与論小が同時にできたみたいなことが書いてあったので、あれと思いながら見たのですが、与論町誌の中には与論における学校は、明治8年4月、城あたりに民家を借りて学問所を設置したのが始まりであるとされている。これが明治政府の学制に功を奏した小学校であったか、それ以前の野塾（ヤジュク）の名残であったかは定かではないと載っているのですが、私が聞くところによると、今の那間の増木名学校、増木名学校跡とありますが、もともとは国から教育布令がきたときに、与論小のほうにつくろうという話があったらしいのですが、いろいろ反対運動があつたらしいのです。それで、じゃあということで、その時に那間校区の方々が手を挙げて、じゃあ私たちでつくろうと。もちろん今でも学校をつくるときは土地を町が提供しなくてはいけないわけですよね。それと同じように、昔は土地も学舎のほうも地元が提供しなくてはいけないということがあつたらしいのですが、その時那間校区の方は、土地と建物を提供してつくって、不幸なことに、その年の大型台風が分かりませんが、台風でつぶれて、結局その当時の貧しい生活の中でそれを再興する力がなかったと、その時に慌てて与論小がその後学校をつくってという話を私は伺ったことがあるのですが、那間校区は、ある意味ではかなり学問に対して、かなり強い欲求といいますか、考え方があったということをお聞きして、その中から出てきた教育長ですので、是非教育こそが国をつくる、島をつくるという原点を、教育の中には心も体もあると思いますので、是非まい進していただくようお願いしておきます。

それから、次にお聞きしたいのは災害時における問題もありますが、学校における子供たちの自殺やさまざまなものが本当に毎日というぐらいいろいろ出ています。これの再発防止、そのためにはいったい本当に何が必要か。教育長の答弁書を見て、私が少し思ったのは申し訳ないのですが、ありきたりの答弁になっているのではないかと、本当に細かいことでも、学校の中で校長や教頭に細かいことが届け

られて、それを真摯に学校長が受け止めて行動しているか。また、学校長も教育長のほうにも、委員会のほうにも細かいことについて、毎日密接に連絡を取りながら取り組んでいるのか。そのことについて非常に、現在気がかりなことがあるのです。今ここでは申し上げませんが、だから、こういうことが私の耳には入っているので、何でこういうことが教育長や校長の耳には入っていないのかな、入っていても知らないふりしているのかなと思わざるを得ないんですよ、このことについては教育長はどういうお考えでしょうか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 非常に大事なことだと思います。大まかな書き方になっておりますが、このパイプが途切れたときに必ず事件は起きます。ですから、やはりその段階、段階というのがあるのですが、小さなことから申し上げます。学級担任と保護者、あるいは子供の不信感から学校への不信感とつながり、学校の不信感が教育委員会への不信感とつながるというのがほとんど教育界でございます。そういう意味では、おっしゃったように本当に親密にどちらかが対応しなければいけませんが、私の方針としては、丁寧にまず担任と親が必ず話し合いがしやすい体制でないといけない。担任、学校にいっても担任の先生に声がかけられない。いつでも声をかけてねと言うけれど、忙しそうにしているので話ができないと、こういうことが起きます。ですから、その時には飛び越えて校長にいきます。校長が相談をするけれども、担任がそのことを突っぱねるということも現実に起きます。そういう意味では、私がこのさまざまな要素を申し上げましたが、評議員会で上がること、それからもっと広げますと民生委員の方々や、地域で話すときには、そこにやはり管理職はアンテナをしっかりと立てて見ていただくというのが、私たち行政側が校長を教頭を指導するときにはそういうふうに伝えています。そして、抱え込まないということです。どちらかで良いことになると思って、自分の身の保身で自分を止めてしまうというところはよくないので、やはり子供の教育は親まで伝わらなければなりませんし、子供がそう思わなければ親身に先生に相談しません。だから親も教師の非難の前に、教師にしっかりと語れる親でないといけないと思ってます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） やっぱりトップに立つと言うんですか、そういう方がまず一番大事なことというのは、いかに現場を知るかということではないかと思うのです。こういう話をここでするのもどうかなと思いますが、先日、沖永良部の町田建設の社長の葬儀がありましたが、町田社長が現職の社長している時に、私の知人が社長の下請けで仕事をした時の話を、私がここで出したいのは、の方は朝5時に起きて現場をひと通り回るそうです。そして8時、9時に知らんふりをして、また出社

してくるそうです。そこで役員や現場監督からいろいろ報告書がきますよね、報告しなくとも全部中身のことは全部分かっていらっしゃる。うそをついている監督もいる。いろいろなことを余計なことを言う、してもいないのにしたようなことも言う。そういう現場の事情は、私は現場が一番教えるのではないかと。それは逆に教育長も町長も一緒だと思うのです、課長さんも。教育長は子供たちがクラブ活動をしている時の夕方5時、6時、7時頃、学校を回ったことはあるか、私服で回ったことがありますか。先生方の家を回ったことはありますか。私はまずそういうことから始めてほしいと、それをお願いしたい。

是非、いろいろことはあると思いますが、私たちはまず議員としても思いますが、やはり現場を知ることが大事だと、現場を知らないでは何も駄目だと、現場が何を思い、何に悩んでいるか、何を欲しているか、それをいかにキャッチするか。その辺を是非教育長は、私はできるのではないかと思います。ある意味そういう意味で期待しているので是非お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 当初に当たり、非常に大事なことを教えていただいているような気がします。現場に立つということは、本当に大事なことですので、なるべく教育現場のあるところには努めて参加をして、そして語るということを心がけていきたいと思います。併せてさまざまな方がこそそ話でなく、きちんとこちらにも伝わるような、そういう形での人とのつながりも一般の方々ともしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 是非本町において事故とか事件とかがないように、そのためにはやはり、教育長に言ってもあれなのですが、是非教育委員会の皆さんも新しい教育長を迎えたので、教育長の在任中は全く事がないように、もちろん将来にわたってもですが、是非お努めしていただきますようよろしくお願ひします。

3番に移りたいと思います。職員採用と職場の作業効率についてなのですが、採用試験のあり方については、さまざま言われていますが、私は、今朝、町長、8時30分にちょうど役場の前に来たのです。驚くなれ、新人職員がたばこを買いに行って、私の前からたばこを買いに行って、そして庁舎の横でたばこを吸い出す。これではいったいこの職員は、これの上司は何をやっているのだと。与論の役場の職員は、本当に頑張ってもらっている。そういう町民の役場職員に対する信頼感を裏切るようなことが、わずかな職員の行動ですが、がっくりくるのです。その点はいかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） もう大変心外なことで、規律をもっと厳しくきちんとやっていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） まあのつけからこんな話で本当に申し訳ないなと思いながら、これでは一生懸命頑張っている職員に本当に申し訳ないと思うのです。町長が一番お分かりと思いますが、本当に頑張っている人は本当に頑張っている。ああ申し訳ないなと、だから是非町民の評価も下げてはいけません。是非その点、課長、上司、直属の上司の指導を是非きちんとお願ひします。

採用試験については、私たちがとやかく言うものではないなとは思っていたのですが、もう少し公明性を広げられないかということと、改善等の必要性はないか、答弁書を見る限り改善については、改善策を講じるとか何とかについてはひと言もないで、少しがっかりしたのですが、この辺については、町長、できる・できないは別として、町長がこういうことも必要ではないかというのがあれば、是非聞かせていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 職員採用について一番気をつけているのが、公平性、これを非常に気をつけてやっているのです。ですから、選考委員の方々の交代をしていただいたりしてやっているのですが、できるだけ、できるだけといいますか、島の人もいるのですが、島外から来られた先生方とか、そういう方々にお願いしてやっているのですが、改善の余地はできるだけ検討し、これで全てだということではなくて、毎回いろいろな、これはできないだろうかという検討会をもちながらやっているのです。そういう点は続けながら、公平性を基本として今後もやっていきたいと考えています。

それともう一つ、私が就任してからずっとあれしているのですが、ときたま議題に出したりしてはいるのですが、年齢だけは限定しないで能力的な採用を何とかできないかと、ほかのところでも聞きますと、相当そういうことはやっておられる地域があるのですが、そういうのも今後検討していく必要があるのではないかと思っています。ただ自分でやりたいという段階にきたときには、その公平性が邪魔をして、もうなかなか決定できなかったというので、非常に困ってしまってやめたことがあるのですが、今後そういうのも検討していくかなければ、町の能力アップのためにはやはり必要ではないかと思って、能力に応じた採用を検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長も覚えていらっしゃるとは思いますが、私も年齢制限はあ

まり好ましくないのではないかと、撤廃してもいいのではないかと。以前の一般質問の中でも申し上げたことがあります、また、近い将来、人材の奪い合いになりますよと。少子高齢化に向かう中で、そして、また優秀な人を島内外から集めるためにも、年齢とかにこだわっていては、ある意味では優秀な方はなかなか大変ではないかと。もちろん採用するときには良かったけれど、採用してみたらとんでもなかつたという話もあると思うのです。それは、一般企業の中でも、試用期間というのがあるみたいで、だからそのためにも私は採用のあり方とか、広報についても、もっと少ない人数ではなくて多い人数で評価する、結局どう評価するか、どう評定するかの手法ではないかと思うのです、問題点は。だから、どう評価、行政では評定という言葉を使っているみたいですが、評定するかということのあり方が、いかに公明性で公平性があるかということが重要ではないかと思うのですが、それもさることながら、今町長がおっしゃるように、本当に能力のある技術のある方をどう採用するか、その辺は、今の臨時職員にも適用するのではないかと思うのです。町の条例を見ても臨時職員に対しては評定はしないと、そういうことになっていますが、今後は臨時職員のあり方についても、評定も加えながら将来に布石を打つ必要もあるのではないかと思います。

それから、教養試験とか、作文、事務適正検査とか、一般性格診断検査とか、こういう試験があるということをお聞きしているのですが、これはお聞きすると配分があるということをお聞きしているのですが、副町長、もしよければ。

○議長（大田英勝君）　総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

町長が申し上げました採用試験の中身につきましては、教養試験・作文試験・事務適正検査、それから一般性格診断検査、そして口述試験とあるのですが、それぞれの配分の仕方、ウエイトにつきましては、例えば今年でありますと、教養試験が100点満点に換算しますと40点、作文試験が10点、事務適性検査が20点、そして一般性格診断検査と口述試験、いわゆる面接ですが、この二つを合わせまして30点と、合計100点となっております。

○議長（大田英勝君）　5番。

○5番（喜山康三君）　この配分の振り分けは、町長の判断ができるという話をお聞きしているのですが、そうですか、町長。

○議長（大田英勝君）　町長。

○町長（南　政吾君）　私の権限でできるかどうか分かりませんが、今までそういうことはないです。こうしたほうがいいのではないかというふうに委員の中から出てきて、じゃあということでみんなで諮ってやります。1人で決めたことはただの1回

もありません。はい。

○議長（大田英勝君） 残り時間3分を切りましたので、まとめに入ってください。

○5番（喜山康三君） 5分じゃなかった、3分ですか、失礼しました。

もう時間があまりないので、是非この辺の配分の仕方とか、配分項目についても、与論町独自で今から検討してもいいのではないですか、そして例えば面接する人員が5人ぐらいでしたですよね、それをもっと人数を増やせば公平性が大きいと町民は判断すると思うのですが、その辺についても考慮されて是非善処というか、検討されますよう要望しておきます。

それから、今度からの再任用の職員の件なのですが、再任用、今年は4人の方が退職されるということですが、この再任用のあり方についてもさまざまな問題もいいたところもあるし、悪いところも、ちょっとデメリット・メリットがあるのですが、この辺についてもう少し場内でも協議していただきたいと、是非お願ひします。

それから、先ほども申し上げた職員の勤務評定が一番働く職員にとっては重要なことです。これは勤務評定をしてから、それを職員に告げてやっていますか。いかがですか、副町長。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今のところは職員については、各課長、所長が評定しますし、課長については私のほうで評定して、最終的には私と町長のほうで一応把握をして、職員には通知はしておりません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 市川市職員の評定実施要領というのがあって、私はこれはネットで見たのですが、執行部の評定の仕方について書いてありますけれど、その中の最後のページにある、私はこれが重要ではないかと思うのです。最後のページに何があるかというと、勤務評定結果のフィードバック実施報告書、職員に対してあなたはこうこういう形で評価されていますということのフィードバックですよね、を返す、そのフィードバックというのがないと働く人は、私はどういう形で評価されているのか、何が足りないのか、どこを頑張ればいいのか分からぬのです。だから、そういう意味で、与論町にはおそらくこれはないのではないかと思うのです。だから、ネットを見ればぞろぞろ出てくるのです。職員をいかにしてやる気を出させるか、そしてきちんと評価してあげるか、正規・非正規職員を問わず、今からはそれが問われる時代だと思いますので、是非その辺を考慮して町民にもっと感謝され、喜ばれる役場になるように、町長に頑張っていただきたく、いかがでしょうか、ひと言だけ。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのフィードバックの件については、検討したことはなくて、今指摘されて初めてなるほどと、検討すべきだなという感を受けたのですが、今後検討してまいりたいと思います。

本人がどう評定されているか分からぬのでは改めようもないで、そういう点は分かりました。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） どうも時間ぎりぎりまでありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から開会したいと思います。

御参集をお願いします。1時10分です。

-----○-----

休憩 午前1時39分

再開 午後 1時11分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

2番、高田豊繁君の発言を許します。2番。

○2番（高田豊繁君） こんにちは。先だっての50周年記念行事は大変中身の濃いものだったと思います。お疲れさまでした。

それでは、先般通告いたしました一般質問の通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番。

1 公金の運用について

(1) 公金の運用に関する財政運用基本方針を策定し、財政運営の合理化を図る考えはないか。

(2) 公金の合理的管理運用に関する公金管理運用委員会を設置し、上記基本方針に基づく外部意見を取り入れた公金運用を図る考えはないか。

(3) シンクタンク等への職員研修や、講師の招へい研修等を通し、財政運用に精通した職員を養成する考えはないか。

2 防災対策危機管理の強化について。

(1) 年々強大化する台風や竜巻被害、さらに干ばつ被害、さらには南海トラ

フ、フィリピンプレートの地震が予測されているが、防災対策や危機管理に関する部門を強化する考えはないか。

(2) 行政側と外部委員による「防災対策危機管理協議会」、これは仮称ですが、これを設置する考えはないか。

### 3 与論島カレンダーの製作と活用について

(1) 与論島の自然、文化、特産品、各種施設、方言、各種イベント等を網羅した与論島カレンダーを製作し、ファン感謝祭や各種イベント等で配布したり、ふるさと納税者等へ送付するなど、観光面その他の効果的活用を図る考えはないか。

以上でございます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1の(1)についてお答えいたします。公金の運用に関する基本方針の策定につきましては、御提案の財政運用基本方針という名称ではありませんが、平成17年2月に与論町公金管理運用方針を制定し、同月から実施をしております。その運用方針の中で、指針の目的、公金の定義、公金の保管及び管理の基本原則などの基本方針を定めており、それらに基づいて交付金の管理運用を行っているところであります。

次に1の(2)についてお答えいたします。公金の運用につきましては、預金保険制度（利息の付く預金については、元本1000万円とその利息が保護されるなどの制度）が平成17年4月から実施されるのを機に、平成17年2月公金管理に関する意思決定を行うため、町長、会計管理者、総務企画課長、水道課長、財務担当係長などで組織する与論町公金管理委員会を設置し、会計管理者の管理する交金及び水道事業者管理者の管理する公金について、公金管理運用方針を定め、運用しているところであります。

特に、公金の管理運用につきましては、地方自治法施行令第168条の6（歳計金の保管）第168条の7第3項及び法律241条7項（基金管理）の規定や町の各基金管理条例に規定されております。

保管につきましては、支払準備金に支障のない限り「金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない」となっております。公金が町民の財産であることに鑑み、損失が生じないように安全性を優先しながら、これまでできる限り定期預金で管理を行い、平成24年度の預金による運用益は38万7773円となっております。

基金の長期運用につきましては、定期預金以外に国債などによる運用が適当かどうか

うか、資金量や基金条例の趣旨などを含め、公金管理委員会で検討し、なお一層の運用益を図れるよう、外部の御意見も参考にしながら情報収集を行い有効に運用してまいります。

次に1の(3)についてお答えいたします。町民の生活や福祉の向上並びに産業、経済の発展に向けた町全体の仕事を賄う大事な中心部が自治体財政であります。

御提案の財政の仕組みや具体的な運用手法に精通した職員の育成、確保につきましては、資質の高い人材を育成していく上で極めて重要なテーマの一つと考えております。

このため、これまで鹿児島県市町村振興協会自治研修センターにおける職員研修、県庁や一部事務組合などへの派遣研修、総務省、自治大学校のテーマ別研修への参加などを実施してきたところであります。

今後は、これらの従来の研修先に加えて、例えば財団法人町村アカデミーなどの人材育成機関への派遣や、専門講師の招へいなど研修先とその手法の幅を広げつつ、研修効果を検討しながら積極的に取り組んでいく所存であります。

次に2の(1)についてお答えします。2年前に東日本一帯を襲った大地震及び大津波、本町に2年連続で襲来した大型台風、フィリピンを襲った台風30号などの大災害の現実等に加えて、今後発生が予測される大地震や津波などの自然災害の脅威は、私たちに近未来への警告と多くの示唆を与えているものと考えております。このような中で、防災対策及び危機管理部門の強化を図るべきとの御意見はごもつともなことであり、役場組織全体の見直しも含め、今後の課題の一つとして検討を行ってまいります。

次に2の(2)についてお答えします。

御提案の「危機管理協会」の設置目的及び趣旨などが明らかではありませんが、災害対策基本法第160条第6項の規定に基づき、昭和39年4月に「与論町防災会議条例」が制定されており、さらに同条例の中の第5条において「専門委員」についても定めがなされております。この防災会議の主な構成員につきましては、役場内の関係課長や与論分遣所長、消防団長、与論幹部派出所長、自治公民館連絡協議会長、電力会社代表、ガス会社代表、石油取扱い会社代表等のほか、名瀬測候所や沖永良部事務所等の島外関係機関の代表を含めた大きな組織となっております。

なお、災害時における有事の際には、これらの構成委員等の中から必要に応じてメンバーを招集し対応しているのが実情ですが、今後想定される災害等に臨機応変に対応するとともに、迅速な初動態勢が可能となるよう引き続き検討を加えていく所存であります。

最後に3の(1)についてお答えいたします。

ボールペン、うちわ、メモ用紙などは、広報PRでよく使われるツールであり、日々目にするカレンダーは設置された場合のその効果は高いものと思われます。

しかし、無作為な配布に関しては、世間一般的に非常に社交性の高いものであり、さらに個人ごとのオーダーメードカレンダーが安価に作成できる現在においては厳しい環境であるといえます。

現在、観光面で注力しているのはマスメディアによるTV番組制作への協力・誘致、そして観光客が実際に来島しやすくするための旅行商品の企画・造成などであり、厳しい経済情勢でありますが、このような活動を通してテレビガイドEX特別編集、「南の島・与論島2014年度」卓上カレンダーが作成販売されました。このコラボ企画では需要に沿ったPRがされており、効果的な活用がなされた一例であります。

御指摘のありましたカレンダーの作成につきましては、教育や島民の行事、文化的把握のためや、ふるさと納税者、観光大使等へのお礼の形として有用なものであるので、他の課と連携しながら今後の製作等も検討していきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） まず公金の運用についてであります、答弁書の中にもございましたように、地方公共団体の公金につきましては、地方自治法第235条の4第1項によって、「歳計現金は最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」。また、241条第2項におきまして、「基金は条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と定められております。したがいまして、公金の運用につきましては安全なだけ、今安全というリスク率につきましては、ペイオフというのが最も代表的な安全スキルだと思うのですが、これは最もなことでございますが、かつ有利な運用を図るべきだということで言われております。ですから、安全なだけでも駄目ですし、有利なだけでもこれはちょっとと言葉は悪いんですけど、それでは駄目ですから、やっぱり両方が相伴った状態で運用しなければならないということになっております。

したがいまして、もしこれを有利な公金の運用先を選定するというような作業が財政運営担当者には大変で、これが責務としてのしかかってまいります。行政事務の効率化や円滑化を図る上からも、公金の合理的な運用を図るためには、その大綱である公金運用に関する基本方針であります。

先ほど財政運用基本方針、これはもう既に制定されているのですが、この運用基本方針にのっとって、今後しっかりと運用されることになるかと思いますが、特に運用に関してですが、こういうのは、やはり市町村あるいは県だけでの話し合いば

かりではなくて、経済関係の、そういったところとか、こういった専門的な機関もありますね。これは地方公共団体金融機構、自治体ファイナンスアドバイザーとか、そういうところもこれを積極的に運用を図るために有利な方法ということでやっております。もちろん市町村アカデミーのほうでも首長さんをはじめ、議会、そして管理職の方々を対象にやっておりますが、やはり最前線のそういった資金運用に関してのプロの方々がいらっしゃるので、そういう方々もそういった会議の際には、予算を組んで招へいして御意見を伺いながら、共通理解をしながら運用を図っていくということも大事ではなかろうかと思います。

特に、町長は経済学の大家でございますので、そのへんに関してはもちろん精通しておられるとは思いますが、また佐多課長も、やはりこのマネー金の運用に関してもいろいろ取りざたされてますが、これからはかなり金利面でも変動がくる時代が訪れようとしておりますので、そういうことも念頭に置きながら、今後効果的な運用というのを御検討していただきたいと思います。どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今議員がおっしゃるとおり全くそのとおりであります、私どもやる立場からしますと、安全性・確実性というのがもう第一義であります、今の金融情勢からみますと、世界の金融状態が吸收合併の連続で、明日はどうなるか分からぬ状況にあるのです。

現在では、国債が一番安全ではないかと言われているのですが、つい先日も野村証券の鹿児島支店長さんがおいでになられて、ある程度堅実性という、国債は堅実であるから、少しゆとりがあれば回してもらえないかということでわざわざ与論までおいでいただいたのですが、そういう堅実なものを基礎とした形での検討は少しやっていく必要があるのではないかと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今まで元金、利息を金融機関が保証しているのですが、それ以外が非常に不安な状況にありますので、慎重に慎重を期さないと非常に危ない時期ではないかと、ある程度社会が安定してくれれば、ある程度はできるかと思いますが、今のところは堅実性を第一とした考え方でやっていきたいと思っております。

もちろん運用でしか、私どものように自主財源の少ないところは、公金の運用でそれを補てんするというのが一つの大きな手段ではありますが、今のところは堅実性を第一義とした形でやっていきたいという考え方をしています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 先ほどの答弁のところでも、この38万7773円となっておりますが、これは何か、コンマの付け間違いではないですか、課長。

○議長（大田英勝君） 会計管理者

○会計管理者（佐多悦郎君） 御説明を申し上げます。たぶん平成24年度の決算書を御覧になりますと、利子及び配当金で673万5584円という金額が計上されていると思いますが、実はこの中の641万2000円というのは、日本エアコムьюーターの剰余金の配当金でございます。そういうことで、実際の預金利子の運用はこの38万7773円、これは基金運用の部分と一般会計の歳計金の預金利子が入ってこの額であります。

ついでに今皆様方御承知のとおり、非常に低金利でございまして、大口の1000万円以上の定期預金を1年やりますと、3000円の利子が付きます。そういう低金利時代でございまして、22年度、23年度をちょっと見てみると、22年度が38万8088円、23年度が38万5685円というふうな、極力定期預金で運用しているのですが、そういう運用益でございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そこまでは大体ほかの市町村も一緒でございます。これは財政、この公金の運営についてというのはどうですかね、この会計課というよりは、総務企画課長の範ちゅうではないですか、本当は。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。総務企画課のほうでは財政を預かる部署でございまして、全体的な財政運用の在り方、あるいはビジョン、そういうものは私どもの管轄でございますが、具体的に今御質問の利子の運用であるとか、あるいは国債の活用であるとか、国債の活用といいますのは、大体大都市部であるとか、あるいは都道府県であるとか、そういったところで運用しているのが主なようでございますけれども、そういった具体的なお金を預かっている、お金を運用する立場の会計管理、会計所管課のほうでそういった具体的な運用を図って、できるだけ利子の運用を利用していこうというところは会計課のほうで運用しているというのが実態でございまして、そのお金の支出命令をしたり、トータルでお金の使い方を支持したりする部署が町長であり、私どもの総務課ということになります。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 関連して、これは要望だと思いますが、佐多課長は、これは本当に根っからの財政面に関しての、それから自治法ほか、行政事務全般にわたってのエキスパートでございます。沖野課長ももちろんそうですが、こういった職員の方々が、もう間もなく退職されるという実情にあるのですが、やはり今のうちから、こういった方々の跡を継がれる中堅職員とか、それから管理職の養生を今のう

ちから養生していく必要があると思います。

そういう中で、やはりこの地方公共団体金融公庫、先ほど申しました組織、機構ですね、それから市町村職員中央研修所、これは通称アカデミーと言われていますが、その他滋賀のほうにあります全国市町村国際文化研修所等へ、こういった公金運用あるいは防災面に関しても、各種政策の立案に関するセミナーもいっぱいございますので、議会も含めてですが、今後はやはりそういった研修も大いに進める必要があると思います。

そういう中で、なるべく金融財政、公金運用に関するエキスパート職員を育していく必要があるかと思います。特にこの離島にあります、自主財源に乏しい与論町にとっては、そういったことが非常に大事だと思いますので、今後は町長、副町長のほうで、そういった職員の養生に特段の御配慮をお願いしたいと思います。町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おかげさまで、佐多課長は今回卒業されてもあと1年は助けていただくということで、また来年あと1年ということで2年ないし3年、その間に、またいろいろと経験豊富な方々の指導をいただきながら対応していきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） こういった機構には出前講座もあるようでございますので、やはり全職員、あるいは議会も含めて、参加できるように、今後はまたひとつ検討を進めていただきたいと、総務課長のほうにも特にお願いしておきたいと思います。

その次に、2番目の防災危機管理部門の強化についてございますが、午前中からずっと3人の方々が、この防災管理、危機管理に関しましては御質問があったのですが、そのことにつきまして、私なりにまた質問をさせていただきたいと思います。本当に私ども60歳を過ぎているのですが、これほどの災害が私どもの記憶のある中であるというのは昭和30年台に大変大きい台風があったのですが、それ以来本当にこうして2か年も続けてこのようなのが襲来するというのは、本当にもうこれは、どうにも表現のしようがないほどの大変大きな災害でございました。

そして、海岸部におきましては、大変な高潮被害とか、そういうのもございまして、今後海岸防災、それから避難所の整備、これは先ほども出たのですが、緊急食糧の問題、そして答弁の中にもありました「自助・共助・公助」の明確な線引き、これは自分でできるのは自分でやる。それから、地域においては地域で横のコミュニティの中で、これを横の連携を取りながらやる。それから、どうしてもできないそういうものについては、また公的機関が行政機関がこれをやるという、そ

いったものの考え方。それから、住宅とか、これもやはり強じん化対策というのをいろいろな研修会も通しまして、やはり町民も一緒に参加する形で各施設、あるいは住宅等についての、やはりそういった強じん化対策のことも町民と一緒にになって進めていく必要があるかと思われるのです。

それから、先ほどの答弁の中でもあったのですが、防災会議条例がありますが、やはり災害というのは、起こってから対応するというのがほとんどでございまして、災害が起こってから対応するということの初動体制とか、そういった救助体制とかいうのも、もちろんこれは必要でございますが、かねてからも台風はくるものだと思って、それから地震もくるものだという前提のもとにそういったビジョンをつくって、先ほど避難訓練のこともありましたが、そういったことももちろん必要だと思います。そういうことで、とにかくこの小さい離島でございますので、隠れる所も少ない、住宅も木造がほとんどでございます。そういう中で、私どもは、国のほうでは国土強じん化対策というのが掲げられているのですが、私どもの島でも、やはり強い住宅、あるいはまたそいういった強い安全性というのを確保していくために、あらゆる機関と合同しながら、合同連携しつつ、災害に備えるということが大事だと思います。

それから、災害が起こってから職員がバタバタするような状態に見受けられるところがあるのですが、この防災を、防災というのは災害がくる前になるべく災害のリスクを少なくするために対策をするのですが、この災害対策員は今配置されていて、被災後の調査とかそういうものはされております。また、消防車によってそういう動きができない方々の救助、あるいはまた避難所への誘導もそれは行っているのですが、こういった災害が起こってからということも大事なのですが、やはり災害が起こる前からこういった防災対策というものを専門的に対策する職員、あるいはセクションが必要だと思うのです。そういうことも先ほどの市町村職員の研修所の中で、これも全部取り扱ってるので、財政面だけではなくて、そこらへんの災害の防災対策についても必要ではないかと思います。

それから、先ほども町長のほうからあったのですが、地震の話ですが、今、南海トラフが非常に言われておりまして、阪神淡路大震災よりは遙かに大きい、これよりようがする規模の地震が発生するだらうと、恐ろしい確率で指摘されています。南海トラフから琉球海溝につながっておりますが、与論の場合はフィリピンプレートと言われております。ただいまフィリピンプレートの外側でもこれの恐れがあると、またさらに与論島の西側の底には琉球トラフがあるという、この3本の危険ゾーンがあるということでございまして、いつ地震、あるいは津波が起こってもおかしくない状況にあると言われていますので、そこらへんを十分くるということを前

提にして、これから計画、防災計画もやはりこの庁舎の問題にもそういうのはみんな影響してくるかと思いますが、そういうことを真剣にとにかく取り組むためにも、この防災危機管理セクションを、対策室というものをきちんと構築していただいて、その中でそういった外部団体とかも踏まえてしていただきたいと思います。

特に、去年、おととしも停電というのが相当ありました。それから電話線が切れるという、そこらへんはやはり何らかの工夫でリスクヘッジができるような方法があるかと思うのです。ですから、例えば、こちらは停電しないで、こちらは停電すると、そういうのがいろいろ島内バラバラあるのですが、例えば電線をループ状の導線にするとか、対策はいろいろあるかと思います。仮に津波が襲ってきた場合に、一番やられるのは燃料とかガス、これがまた一番大きいのではないかと思うのです。食料ももちろんそうですが、昔みたいに蒔で料理をするわけにもいかないし、そういう状況。またガソリンがないと移動もできないし、発電機も使えない。

それから、南海トラフ沖地震がきた場合は、仮に与論島に波がこなくとも、例えば鹿児島、あるいは宮崎、四国、大阪がやられたら与論にくる物資はほとんどないです。そういうことを考えた場合には、そこらあたりもイメージしておかないと、与論に例えば波がこなかつたらもう大丈夫だということでは事はすまいですので、十分にそこらへんのことも含めて、早急に危機管理部門を増強化していただきて、本当に最大限の努力をしていく必要があるのではないかと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まだ時間ありますか。

○議長（大田英勝君） はい、まだあります。2番。

○2番（高田豊繁君） 次に、与論島カレンダーの製作についてでございます。実は、これは観光的にも非常にメリットはあるかと思うのですが、今ふるさと納税をされている方からの御意見とか、与論島にもかなり私は毎年しているのですが、何にもないというようなものの言い方をされるのです。それも含めて今は全国規模でこのふるさと納税については、非常に自治体が積極的に取り組んでいる実情があります。私は、以前の一般質問でもこれを積極的に進めることはできないかということで、前の税務課長のときにもそういうお話をしたような記憶はありますが、やはり今は特産品とか、そういうのを積極的に納税者に関しては送ったり、いろいろそういうことでコミュニケーションをしたり、こういった特産品、あるいはまた島のカレンダーとかを通して、その人と与論島が会話ができる、コミュニケーションができるというのが非常に多いのではないかと思いまして、だからそういうことでこの話をさせていただいているのですが、結局予算がないというような先ほどのこともあったかもしれません。そこらへんは、いわゆる民間の応援、協賛もいただきな

がら取り組んでいただければ、非常にまたこういうのもいいのではないかと思います。

町長、どうですか、そういうことについて、この情報発信と、それからそういういったふるさと納税ともあわせて、今後積極的にこれを進めていかれるという考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、議員がおっしゃった中で、ふるさと納税者に対するお礼と用途、内容というのは、ちゃんと御報告するということで今やっているのですが、ただ、スピードの問題ではっきり用途が決まらないとか、行き違いみたいなものもあって、そういうことが少しあるのではないかと、私も実際にそう言われたことがございまして、あとで調べたらちゃんとお礼もしてあったという例もあるのですが、その点は更に注意をしてやっていきたいと思います。

それから、今おっしゃったふるさと納税、あるいは義援金問題についてのことでありましたが、今はただお礼状だけ出す、使途の明細だけを御報告するというだけではなく、何かしらやる必要があるのではないかという思いをすごくもってきたのですが、今後は議員の提案されたことも含めて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 是非ひとつ御検討をしていただいて、納税に関しても今年だけではなくて、継続してできるように、ひとつ何らかの対策もあわせて考えていただきたいと思います。

そういう中で、商工観光課長も代わりました。商工観光課長と新しい町岡教育長の御意見をちょっとお願ひしたいと思いますが、まず行政のほうの商工観光課長よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ただいま議員からありましたが、私、観光課にきて2年目になります。

今まで観光課にきて、どうすればいいのかということで考えたところ、今、この与論の自然とかいろいろあるのですが、その中で一番防災とかそういうことで、台風関係で毎年島への入り込み客が影響を受けると、では台風をどうすれば逆手にとって、台風のときに逆にとて人を与論に来させるか、あるいは注目させるかということを考えれば、先ほどもこれは私の夢ということになると思うのですが、一つは日本一の防災に強い島ということで、どこにもない、与論に行けばこういう台風がきたときに、こういう防災関係で対応しているということで、日本一の防災のそ

れが体験できるということ。また、台風によってはいろいろな外国のごみと言えばごみ、浮き玉とかいろいろあるのですが、それを浜に流れてくるということで、与論にいって防災の関係もしながらボランティア活動をしてみようかという、そういうひとつの台風を逆手に取った、台風を資源とした観光もいいのではないかと私は思っております。以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 先ほどの教育に関するところは、カレンダーのところがあると思います。今、前任の教育長が昔の言葉をカレンダーにしたうえに、英語のバージョンまで加えていらっしゃいます。この中身をまた整理し直したりして、再発行するようにも言われておりますので、その中にはかのが入れられるかどうか、各部門との検討だと思いますので、今、教育委員会で考えられるのは、その再発行について増やすのかとか、説明がこれでいいのかというのも含めて見直しを図るつもりではありますので、広げる中身については、また各課と連携した上でしか返事ができないとは思っております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 是非この問題につきましては、商工観光部門が大きいと思いますので、町内にいろいろなそういったカメラマンの方、それから自然・文化に詳しい方、また言語に詳しい方いろいろ人材が豊富でございます。そういった方々の援助もいただきながら、是非これは頑張っていただきたい。また利用については、本当にこれは無限大なところがあると思いますので、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、予算面にちょっと関連するかもしれません、少しほんの横にずれるかもしれません。この元気交付金というのが、今言われてます臨時交付金です。地域経済活性化、雇用創出臨時交付金、こういったのでもこういう対応はできるかと思うのですが、これについてはどうですか、議会のほうにも何もこないような気がするのですが、沖野課長、これですよね、鹿児島県内に300億円ということでございまして、これは鹿児島市が20億5000万円、長島町で3億2000万円、そういうことで、与論島には幾らぐらいの予定ですか。これは手を挙げたところしかこないような言い方をしますが、手を挙げたかどうか、そこらへんをちょっとお願ひします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 申し訳ございません。今年度につきましては、それについては入っていないというふうに、手を挙げなかつたということかもしれませんのが、事業としては入っておりません。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） これは大変なことになると思いますよ、これ。長島町で3億2000万円の元気交付金をとっているのです。ですから、これは手を挙げなかつた、どうもそこらへんが議会に出てこなかつたものですから、関連してお伺いしているのですが、また後ほどそれはまた調査してみてください。これからでも間に合うということでございますが、その普通の公共事業をするというよりは、やはりそういういった町単、ひも付きではない予算とか、それで先ほども出たのですが、台風でやられた公共施設とか、それから不足のところとか、与論町のほうがむしろこれはもらう必要があると思いますので、そこらへんを早急に調査していただいて、頑張っていただきたいと思いますが、町長お願ひします。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時56分

再開 午後1時56分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番。

○2番（高田豊繁君） 時間もきておりますので、以上で質問を終了させていただけたいと思います。ありがとうございました

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の質問を終わります。

次は、3番、町 俊策君の発言を許します。3番。

○3番（町 俊策君） 私の質問は、議会の始まる前、あるいはまた町民から町政に対して意見はないかということを聞いて回った上で集約された質問であります。

また、ここに質問を出していくない部分については、その都度課長のところへ行って質問したり、解決策をお願いしたりしてやってきています。今から申し上げることについて、町長にも回答をお願いします。

まず、大きな質問事項ですが、水産業の振興について。

(1) 豊かな沿岸海産物を育む藻場が消滅し、磯焼けが深刻な問題として久しいが、藻場の現状をどのように把握し、これまでの取り組みとその成果から、今後どのように取り組んでいく考えであるか。

(2) 近年、漁場の遠距離化に伴う漁船の大型化と遊漁船も含めて船が増加傾向にあるが、船舶の定期検査や修繕等に不便をきたしていると聞く。漁師等の安全創業を確保し、水産業の振興を図るためドックの設置と船の修繕技術者の要請が必要不可欠と考えるが、このことについてどう考えるか。

(3) ドックを設置し、船の保管場所と技術者を確保することにより、都会のヨットオーナーを対象に船の管理業務が発生し、雇用の確保と漁協の運営の健全化に貢献できると思うが、このことについてどう考えるか。

2の(1)、在来種の「ミカン」の再生について。

(1) 島内全域に自生していた在来の小ミカンやイシカタ、イラブオートー等のミカン類が病害虫やその駆除のための伐採などによって絶滅に近い状況にある。これらの品種をハウス栽培で保護し増産することで、ジャムやジュース類などの特産品の創出につながると思われるが、苗木の育成費やハウスの設置費用などを支援する考えはないか。

以上、町長にお尋ねします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず1の(1)について申し上げます。離島漁業再生支援交付金による与論島漁業集落の藻場造成の活動は、平成18年度に始まり現在に至っております。海底に網を張ることから始まり、磯磨きや海底耕耘の活動も併せて行い、沖縄で採取したものや漂流している南方のホンダワラの移植も行っております。また島内で群生地も発見され、その拡大を目指し、造成用のブロックの投入も行っております。

成果としましては、食害や台風による保護網の損失により、藻場の拡大には至っておりません。専門家による現地調査でも、カメや魚などによる食害が原因だろうとのことでした。また、藻類は大量に確認できる時期、激減する時期を数年サイクルで繰り返す傾向にあるとのことでした。

今後は、ホンダワラの絶対数に応じ、少ない年は追跡調査を重点に行い、多く確認できたときは、刈り取りを行い、波浪や風浪の影響が少ない場所で保管並びにブロックへの種苗散布を試みる計画となっております。

次に1の(2)についてお答え申し上げます。

茶花漁港に漁船修理場用地として、わかれの岬南側に186平方程度の用地利用は計画されておりますが、ドックとしての機能はありません。漁港等に併設されている修理施設につきましては、民間の施設があり、本県では補助事業でつくった実績はないとのことであります。

しかし、現在は屋外での作業で特にFRP船の船体補修などは天気に左右される現状もあり、屋内での作業ができるような上屋の設置は必要と考え、今後、設置場所の検討とあわせて補助事業等での設置を検討してまいります。

次に1の(3)についてお答えします。

御質問にありますヨットも扱えるドックとなると、上架施設等も備えた施設とな

り、大型マリーナの施設規模が想定されます。また、台風常襲地である本町では、係留しての保管はできないので、上架しての保管となり、そのスペースも必要となります。

このようなことから、単にドックの設置にとどまらず、マリーナとしての整備が必要と考えます。またマリーナが整備されれば、ヨットなどの保管、管理業務等に雇用が生まれると考えております。

最後に 2 の(1)についてお答えいたします。

現在、本町のかんきつ類につきましては、カンキツグリーニング病対策で感染樹の伐採作業や消毒作業が行われております。

国及び県は、本町におけるカンキツグリーニング病撲滅を平成 4 6 年に設定し、作業を進めているところであります。

御質問の在来種の保護につきましては、鹿児島大学農学部にお願いし、種子からの育種を進めているところであります。

また、島内在来種のミカンのハウス栽培につきましては、平張りハウスにおいては、1ミリ程度の編目からもミカンケジラミが侵入すること、ビニールハウス栽培につきましてもミカンの樹高を抑えるため、剪定したり、枝を引っ張ったりしたら、実がつかないとのことであります。

今後、関係機関の指導を受けながら検討してまいります。

○議長（大田英勝君） 3 番。

○3 番（町 俊策君） 今の回答ですが、平成 18 年度より藻場造成の活動は始まっているということで、それで現在に至っておりますということですが、現在に至っておりますのは、今金額はどのくらいですか、予算的には、書いてないもので。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 離島漁業再生交付金を利用した与論島集落の活動でございますが、最近を申し上げますと、22 年度に 100 万円ほど、23 年度で 26 0 万円、それから 24 年度 140 万円、25 年度で 150 万円ほど集落の中の漁場の生産力の向上に用いる経費として、産卵場、育成場の整備ということで藻場造成の予算が使われております。

○議長（大田英勝君） 3 番。

○3 番（町 俊策君） 実際に使って作業というか、そういう仕事をしていますか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 作業は極めてまじめに行っておりまして、実は、平成 23 年度にくずれの沖にイノ一のほうですけど、群生地を発見しまして、24 年度は、それが拡大して 30 センチ程度のホンダワラの群生地が見つかったのです。そ

れで、そこでもっと増やそうということで、コンクリートブロックなどを投入して拡大しようとしたところが、25年度になりまして、がっかり、もう全部ばっさり食害にあって、切られて、そういうような状態で足踏み状態でございます。活動はやっております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） こういったものは、息の長い作業といいますか、事業としてとらえなければいけないと思うのですが、担当者はどうなんですか、これを専門に担当している人はいますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 観光課としても、海底の海藻と、そういうのは観光資源の一つになるのですが、今、リーフ内にカメがものすごくいるのです。ボートに乗ったら、カメが必ず見えるというぐらいに、それが食べてしまって、食害というのはカメに食べられたということだと思うのですが、その何と言うんですか、どっちをやるかという感じに今なっているのです。しかし根気よく藻場の造成を続ければ何とかなるのではないかと思って続けるという考え方をしております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 漁協との提携はどうなっていますか、漁協にさせているんですか。それとも役場の担当者がやっているんですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 担当は役場の水産担当でやっておりますが、実際の作業のほうは与論島漁業集落のほうで行っております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 次に、近年漁場の遠距離化に伴う漁船の大型化と遊漁船を含めて、船が増加傾向にあるが、船舶の定期検査や修繕等に不便をきたしていると聞く、漁師等の安全操業を確保し、水産業の振興を図るためにドックの設置と、船の修繕技術者の養成が必要不可欠と考えるが、このことについてどう考えるか、町長お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このことは、大変必要であるといいますか、是非やらなければならないという考え方をしております。

まず第一に船揚場をつくるときに、今の漁協の中に船揚場は非常に狭あいであるということで、ほかの場所を検討するという考え方もあったのですが、早急に欲しいということで、補助をいただいて、緊急にその場しのぎでつくっただけで、今実際はお答え申し上げた中で、屋外ばかりであるので、上屋も付けなければならない

と申し上げたのですが、あれは今のグラスファイバーの修理は、外ではできないようになっているのです。必ず港外ということで、家を建ててその中でやらなければならないこともありますので、本格的に計画する必要があるのではないかと思っています。

その一環として、ヨットハーバーとともにつくればつくれるのではないかということで、ヨットハーバーの充実を今一生懸命やっているのですが、ポンツーンをつくる必要があるということで、今県を通していろいろやっているのですが、それと併せてやれば、きちんとした施設が漁協も一緒に使えるような施設を考えられるのではないかと、それまで持つていこうという考え方で、ヨットハーバーの充実を訴えて、やっと電気と水道だけ認めていただいたのですが、引き続きやりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 漁業の当事者が、漁業者が知らないと、そういった計画があることを非常に不満に思っていらっしゃるようです。ですから、その点はまたその状況を是非漁協を通じて、漁業者の方々に知らせていただきたいと思います。

聞くといろいろな事業をされているのですが、それを受益者の方々が知らないということが多いのではないかですか。例えば、藻場の設定についても、やはりそれを知らしめることによって、漁業者の人たちがそのことについて関心をはらい、そこからまた新たな情報があつたりするのではないかと思うのですが、そういうのがちょっと足りないのではないかなというような自分だけの知識、あるいは作業する自分たちだけの作業の中に閉じ込めてしまっているのではないかなという気がします。できるだけPRをしていただいて、そうすることによって漁業者も納得し、それから希望もまた沸いてくるわけで、非常に重要なことだと思います。

それから、もう一つは、なぜそれが必要かといいますと、船底の藻を取るだけでスピードが相当違うのだそうです。今、漁場が遠距離にあるものですから、遠くへ行かなければいけない。そうすると、それだけでも燃料費が今は非常に高騰しておりますので、それだけでも十分漁業者の助けになるということです。常時手入れができるような体制づくりは絶対に必要だと思います。

それと、何と言うんですかね、役場の職員は定期的に異動するじゃないですか、そうしますと、そこにベテランが育たない。指導機関でありながら指導できない。そういうことになっているのではないかなという気がして非常に不安なのです。

私は、農業やいろいろな技術面でも役場の職員の在り方というのは、全て指導者であって、自分が実験する実験者になってはいけないと思うのです。

それともう一つは、民間と提携することをしないと、民間のいろいろなNPOと

か、団体、自主団体があるのであらうから、そいつたところと提携をして、そして、それを指導する立場を徹底してやっていくと、もっと効率的ないろいろなことができるのではないかなという気がいたしますので、そのへんもまた、ほかの問題に関しても御配慮をお願いしたいと思います。

次に、関連してですが、ヨットハーバーの件ですが、これはドックができるということが前提でありまして、上架施設も今都会では2段階、3段階とやるのですが、それはかなりの小さなスペースで、かなりの船を使用できるように、横にするのではなくて縦に今やっておりますから、それも可能性は高いと思いますし、それから都会で船を預ける費用と、与論に船を預けて飛行機で来る費用とすると、与論のほうが安くつくんです。そいつたことで、あれはレジャーで遊びですから、気晴らしですから、そいつた人たちは、遊ぶ場所があればすごくいいわけで、北へ行っても、南へ行っても離島がありますので、いざというときの安全性と、それから島巡りという楽しみ方もあるというようなことで、与論は適地だと私は思うのですが、是非そいつたところも御配慮をいただきて事業を推進していただきたいと思います。

それから2番、在来種のミカンの再生について、これは別にいろいろなグリーニング病とか病気があるということはよく知っております。知っているのですが、それから、今ここにあるように横に引っ張ったり、低く作ったりするとできないとなっておりますが、実は作ってる人はいるのです。このぐらいの高さで、島みかんなんかはかわいいのがなってます。イシカタも、無くなつたというミカンも立木しているのです、この大きな鉢に。ですから、その土壤の苗も違うのだろうと思います。

それから、やはりハウスの中で育てています。上がハウスではないのです。普通に雨が降ればその雨が落ちるように、ですから、与論のそいつたミカン、柑橘類は柑橘類としての商品の価値はそんなに高くないと思います。でも、今与論特産品といつたらミカン類で言えば、地産のそいつたミカンであって、これからいろいろなものを加工すれば、加工能力は婦人会等やら、民間の団体等で持っていますから、そいつた原材料をとにかく増やさなければいけない。加工すれば外へ出せるわけで、また加工しなければ与論の産物は外に出せないような気がします。特にミカン類は。

〔「町長に質問しないと」と呼ぶ者あり〕

○3番（町 俊策君） いや、だから、ちょっと待って、一応自分の疑問を言いながら。

それで、このような状況下にあって、何ができない、何ができないというより

は、とにかく特産品、出来ているものを絶やさないと、それが特産品につながるのですから、そのへんについての対策を町長のほうからお尋ねしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今おっしゃったことについては、私も非常に懸念していることの一つなのですが、いろいろな会合、農家の方々と会うときにいつもその話をしているのですが、昔のイシカタのにおいの非常にある、香ばしいにおいがするイシカタがなくなっているのです。もうどこを探してもないのです。ただ、形はへそまであって、あれニューサンマが化けてきたと言われているのですが、ニューサンマをみんな植えたものだから、ニューサンマと交配を重ねたら化けてしまって、もうにおいがないのです。へそもイシカタとそっくりだけれども、においがなくなっている。あの昔のイシカタをどうしたらいいかということで、非常に今悩んでいるところなのですが、鹿児島大学の、この前も課長といろいろその話をしたのですが、何と言いますか、先生方にお願いして何とかミカンのイシカタだけでも絶やさない方法はないかということで、検討はしているのですが、今度また頑張りたいと思います。これは、あの香ばしいにおいは、ほかのミカンにはないです。喜界のケラジミカンですか、あれに匹敵、あれ以上のものだと私は考えているのですが、非常においしい、大切な種類であると思いますので、何とか探して加工していきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 現実的に、今そういうものを保護しようというのは、個人の人が持っていて、今たわわに実っています。それで、この高さです。彼が言うには、もっと補助があれば増やせるのになると答弁書で見るとハウスは役に立たないようになっていますが、その人は現実的にハウスといつても屋根を付けているハウスではないです。ビニールハウスとかそういうのではなくて、どういうのか専門的に分かりませんが、とにかく枝を引っ張ったりしたら実がつかないとなっていますが、そういうことなのかなと思ったり、その人は現に鉢植えで作って、この高さで出来ているのですから。

それとミカン類だけではなくて、パパイヤにしろ、私が中学生の頃は鹿児島だったのですが、ばあちゃんからパパイヤが送ってきよったですが、その頃からあるわけですよね、パパイヤは。今は一つもないです。これもまたそういうことだらうと思います。だからバンジロウもしかりです。グアバなんかジュース類とか、いろいろなことができるわけで、在来のそういうものが本来の本当の特産品ではないかと思います。

ですから、今は加工技術やら、そういういろいろな製造方法が発達しておりますから、本当の在来種で、本当の特産品という、島の特産品ということです。非常に関心を持っていただきたいと思います。これは行政だけではなくて、民間のほうもそうなのですが、それで、こういったチラシの中で、こういうクリーニング病、こういうことで根絶しなければいけないということでやっていますが、こっちのほうでは、治療方法は今のところ見つかっていませんと、こういうことばかり駄目だ駄目だと言いながら、反面、これでは町民はどうすればいいのという話です。だから、こういうチラシが出てきているので、非常に意欲を欠くようなことで、なくすことばかりを考えているようにしか見えないのです。これを何とか昔あったものは育ってきたのですから、実績があるのですから、それを生かしていくという方法を前向きにとらえていただきたいという気がいたします。

物が少ない島ですから、できるだけそういうものを特性を生かしてやっていたいし、それから特産品をつくることによって、ついでですから申し上げます。さっきも高田議員からありましたが、ふるさと納税者にこういった島の特産品をお礼として差し上げるのです。

実は、テレビで見ていたら、それが楽しみであちこちの行政にふるさと納税をしているという事例もあるので、これがはやりだしたら与論はそういう楽しみがない島だからということになり、同情心だけでふるさと納税をされるということよりは、喜んで期待されてふるさと納税をするという島であってほしいなと思います。紙切れ1枚ありがとうございましたではなくて、もので返して、そうすると産業も振興していくのではないかという思いがします。

どうかそういうことで、今一度ありがたい方々に対するお礼のことを今ひとつみんなで考えていくべきではないかというふうに思います。

以上、質問終わります。

○議長（大田英勝君） 3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10分間休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時24分

再開 午後2時34分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 先ほど高田議員の御質問の中で、与論町は元気臨時交付金はないのかという御質問がございました。ちょっと訂正をしたいと思います。

与論町に対しましては、800万円ほど臨時の交付金がございまして、今年度農道のほうの事業に、農道整備の事業に充当しております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 引き続き一般質問に移ります。8番、麓 才良君の発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成25年の第4回定例会における一般質問をいたします。

先ほどもございましたように、私どものこの小さな与論島が昨年、今年と2年続けて大きな台風災害に見舞われました。被災された皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。顧みると明治の集団移住を余儀なくされました30年、31年の大型台風はいかばかりだったかと思うところであります。折しも本町は今年町政50周年の節目を迎えております。

しかしながら、自然環境の厳しさは時代を越えて私たちに試練を与えております。今私たちは、安心・安全な災害に強いまちづくりに向かって島ぐるみで一体となって、きちんとした対応をしなければならないときだと考えます。

以前にも申し上げましたが、私は私なりの基本的な考え方を、自分への戒めも含めながら確認をしておきたいと思います。

今制定されております第5次与論町の総合振興計画の10年を蘇生、再生と創造の10年と位置付け、基本的な原則として住民主体の原則、地域ぐるみの原則、風土調和の原則を踏まえて、人づくり、土づくり、健康づくりを掲げてからみ合っているか、こだわっているか、ひと工夫しているか、見方を変えているか、原点を確認しているかの指針を掲げて、緑の再生、水の再生、海の再生と、それに向かった新しいきずなの創造、仕掛け、仕組みの創造、文化の創造へつなげていきたいと考えております。それらを踏まえて、次の点についてお伺いをいたします。

2点申し上げてありますが、1点ずつ質問をさせていただきます。

第一に復興対策についてであります。今回の度重なる台風災害で防風、防潮林が大きな被害を受けております。その復興に向けてどのような手立てを考えておられるのかお伺いをいたします。

また、町民が復興への目標を共有するために、目指す環境デザインを整備して示すことが肝要ではないかと考えるところであります。そのような仕組みを講じる考えはないかお伺いをいたします。

また、災害に強いまちづくりはもとより、復興に向けコミュニティの見直しが必要ではないかと考えております。また、指摘をされております。そこで補いを基本としたコミュニティの体制強化が望まれると思いますが、そのことについてどのようにお考えかお伺いをいたします。

2点目については、次に申し上げます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず最初に1の(1)についてお答えいたします。

保安林指定されている防風、防潮林につきましては、枯れ木の伐採後に順次植林を進めております。ハキビナ海岸につきましては、町の全体計画等を踏まえ、高さの精査を行い、平成26年度より海岸防災林造成事業により実施予定となっております。その他の地区につきましても、県に河岸管理を移管しながら、海岸保全地区域の拡大等により事業導入をお願いしてまいります。

次に1の(2)についてお答えします。

昨年の台風16号及び17号、今年の台風24号による本町の被害は、これまで経験したことのないものでした。その被害は、住宅や農作物、農業施設などあらゆるものに及んでいます。その復興には、多額の費用と年月が必要となっています。島内の自然環境、特に長い年月をかけて形成され、多様性に満ち、地域環境を形成している緑豊かな樹木類への被害は、島の姿を一変させるものとなりました。そのような中、去る11月23日に開催されました与論町町制施行50周年記念式典における東京農業大学名誉教授進士五十八先生による「樹木10年 樹林100年 みどり美しいアイランド与論を創ろう」の記念講演は、まさに時宜を得ていて、多くの被害を受けた島の将来像を検討する上において、多くの示唆を与えてもらいました。

本町の緑化計画については、平成7年に作成された「与論町緑化基本計画」がありますが、計画のとおりに直されていないところがありました。御指摘のように町民が復興への目標として共有できる環境デザインを示すには、目標や方向性を示す上で大変有意義で大事なことです。

今後、復興の一環として既にできている「与論町緑化基本計画」を活用しながら、多様性に富んだ緑豊かな島づくりのために、町民と共有できる目標や方向性を示せないか検討していきたいと思います。

次に1の(3)についてお答えいたします。

災害に強いまちづくりの構築あるいは復旧・復興に向けて、小組合単位のコミュニティ組織を基本とした防災体制強化の御提案につきましては、現在重点的に取り組んでいる防災行政の基本的な考え方を申し述べて御理解をいただきたいと存じます。

まず、防災上の町民の基本的責務についてでありますが、自らの身の安全は自ら守るという「自助」を第一義として、次に地域の安全は地域住民がお互いの助け合

いで確保する「共助」、さらに公的機関が提供する「公助」、先ほどのは共助でございます。「公助」により包括的にカバーしていく体制を基本的な考え方として、行政上の諸課題に取り組んでいるところであります。

その中で、「共助」の核となるコミュニティ組織につきましては、各小組合を包摂した集落単位が最良との考え方にして、各自治公民館組織を舞台とした「自主防災組織」の立ち上げに向けて、現在重点的かつ全序的に取り組んでいるところであります。

今後、全集落において組織化された自主防災コミュニティを中心に、「公助」としての行政と、強い連携・協働を図っていくことにより、災害に強いまちづくりに向けて大きな歩みができるものと考えていますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 島全体を取り囲む防風、防潮林については、科学的生態的機能をきちんと整備をして取り組んでいただきたいというような論議は構築されているところだと思います。今度は、それをいかにして町民が一体となって実践をし、管理をして世代を越えてつなげていくかということだろうと思います。ですから、県が進めておられる事業につきましても、町民がその計画、中身をお互いに共有をして、また町民が何ができるかということをお互いが検討しながら進めていく、そういう仕掛けをし、仕組みをつくっていかなければならないのではないかと思います。

皆様も御存じのように、私たちが小さい頃は、大金久のモクマオウを植えたんだという、あの小さい記憶があるのです。これが一つの経験した知識、知恵として、経験値として残っているのです。これが世代を越えてつながっていくことであり、今の私どもの植栽の流れを見ていますと、経験値というものもつないでいくという部分が欠けているのではないか。そういうところを具体的に、どのような仕掛けをして、仕組みをしていくかということの検討が今求められているのではないかという私の提案であります。

そして、それを含めた流れの中で、小組合を中心としたコミュニティの強化というのがいろいろな面で今呼ばれているところですが、町長の考えを示されているように、災害に強いまちづくりという観点からの自主防災組織づくりというのは、非常に得た、町民が心を一つにして取り組める大きな課題だと思います。これを自治公民館単位で取り組まれるということを基本にしたいということであります。自治公民館を主体にした自主防災組織の基本は小組合になってくると思います。これは、私も昭和60年に城の自治公民館長時代、自主防災組織を編成して、

小組合単位にやった経験がありますが、その時はまだこういう意識的な部分がまだ浅くて、踏み込んだところまでいきませんでしたが、どうしても向こう3軒両隣のこの小組合を中心としたコミュニティというものを生かしていかなければ、この自主防災組織がしっかりとしたものになっていかないと思います。

ところが、これは島全体を見回したときに、これが実際的に、具体的に推進していくところと、これがなかなか小組合体系は難しいというような、その地域差は当然あるので、そういうところはそれとしながら、できるところから進めていくという考え方で取り組んでいけたらどうだろうかと考えます。こういう点についての御見解を再度お伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりであります、事業についてすんなりと導入できるところと、なかなか合わないという部分が相当あると思います。そうしますと、ひとつおしなべて同じようなことをやろうということになれば、やはりできないという問題が出てくる可能性がありますので、私どもとしては地域防災組織、公民館を核とした地域防災組織の中で、その下部組織に小組合とかいろいろなものがあると思いますので、その意見も収集した形で、まずは行政として見える部分は、自主防災組織を核とした形にしたいということです。例えば、植栽にしても、それから津波とかいろいろな災害が起きたときの対策にしても、地理的条件とか、条件がほとんど違いますので、対応の仕方はある程度その自主防災組織の中で確立をしていただいて、それを改めて町全体でまとめるような形にして、実際に年に何回という合同演習もできるように、訓練もできるようにしたいというのが今の考え方で進めている防災組織でございます。

また、いろいろやっている中で、どうしたほうがいいという部分が相当出てくるのではないかと思います。その時はまたそこで、条件、その地域の環境に即したやり方で取り入れていくとか、いろいろ検討の余地は多くあるかと思いますが、基本的には今そのような考え方で進めているところであります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 自治公民館をまとめていく上においても、どうしてもこの小組合のコミュニティのまとまりというのが、将来のまちづくりのうえにおいて、どうしても肝要な部分です。自治公民館をまとめる上においても小組合のコミュニティのしっかりと組織づくりが必要だということを腹に据えていただいて、そういうのをもとにしながら自治公民館単位でまとめていくという、是非町長のほうが指針として館長の皆さん方とも話し合いをして進めていくことが肝要だと思いますので、是非その点は腹に置かれていただきたいと思います。

それから、環境デザインのことを申し上げましたが、緑化推進計画を策定していますが、これは議会で議決した事項で私どもにおいてもその点については、これまできちんととした形で推進されてこなかったということについては、責任の一端がございます。これを踏まえて、今、島全体の防風、防潮林を考えるとき、また耕地の防風垣を考えるとき、屋敷林の防風垣を考えるとき、先ほど町さんからもありましたミカン等のああいう植樹、まさしく農大の先生からありましたように、食になるものを植えるというあの観点からもいろいろな課題があります。こういうのをまとめ、きちんととした形で整理していくための、この環境デザインというのをまとめしていく必要があろうかと思います。これは、絵に描いたように、これはこうだ、ここはこうだというふうにきちんととした形でまとまるものではないと思いますが、これをまとめしていく検討会議なり委員会なりを設けて取り組んでいくことが必要だと思います。その中において大事な点は、これをどのように島ぐるみで実践をして、どれをつなげていくかという観点を是非忘れないでいただきたいということです。今、だんだん経験値というものが私どもの周りから少なくなってきております。こういうものを検討されるときには、経験から生まれてきた知恵を持っておられる方々を是非こういう中にも入れて、もちろん専門家の方々も入るのですが、そういう方々も入れて検討をされるようにしていただきたいと考えるところです。この点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほど自主防災組織ができているのが、西区、茶花、それから叶と言いましたが、東区もできているのです。それは訂正させていただきたいと思いますが、4件はもうできているのです。今、議員がおっしゃったように、方向づけについては、これは自主防災組織ができてから合同で会議を開いて方向づけというのをしないといけないと思うのです。これは事務上はどうなるか分かりませんが、今の考え方としては、まずは自主防災組織を立ち上げていただきたいと、そしてその中で各小組合の意見もまとめて、この自主防災組織ができるわけですから、その自主防災組織ができた中で1回はみんな集まって、1回はと言いますが、最初に方向づけをするための会合を持って、どういう方向で運営していくかというのを決めないと進んでいけないので、実際にその活動目標とかいろいろな方向づけはやらないといけないとは考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今、自主防災の組織づくりについて御答弁がありましたが、この件については、前に福祉の関係から地域支えあいマップづくりのことをお話をしました。その時にこの防災関係のこととも一緒に話をしました。自主防災をつくって

検討するということは逆にそれができてから防災の話ができるということではなくて、自主防災をつくったらこうなるというのは、だいたい想定しながら、それに向かって地域は本当にコミュニティとしてまとまっていくためには、自主防災組織があり、こういう地域支えあいマップづくりがありと、いろいろな観点はあるわけですので、そういうところをからめあつた形で進めていくと、要はコミュニティがしっかりとからみあっていくことがあれば、自主防災組織もすぐ機能できるのです。今はそういう状態になっていないから、それを取り掛かりをするための仕掛けとして自主防災組織を持っていきましょう。災害というのをテーマにして、自主防災組織づくりをしましょうという、この仕掛けの部分だと思います。コミュニティというのは、生活全般にわたったしっかりとしたものになって初めていろいろな分野に波及していくのですが、残念ながら今はそういう状況になく、またそういう状況を進めるためには何らかの仕掛けをしないといけないということで、今呼ばれているのは、災害に強いまちづくりであれば、まちづくり全体を包含して取り組めていけるのではないかと。またそれと同様に、福祉の支えあいのまちづくりというのもそういう観点を持っているということでありますので、そういう両方面から同時に推し進めていく考え方を持っていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） どっちが先かという問題になるかと思いますが、私なんかの考え方は、実際に行動する主体になる組織をまず自主的につくることによって初めて行動につながっていくのではないかという考え方から、しつこくそれを申し上げているのですが、何と言いますか、いろいろな方法があるかと思いますが、ただ自主防災組織という名前は防災だけになっていますが、福祉関係も全部私はつながっていると思うのです。ですからそれは、総体的に考えた公民館活動の指針という形で捉えていただければありがたいと思っています。あの防災の時も福祉関係が真っ先に問題が出てくるのです。避難するときにどういう形で弱者を救済しながらやるかという問題もみんな来ているのですから、もちろん防災組織をつくってもらって、みんなで集まってどういう活動をするか、どういう方向で進むかというのを話し合いたいということで、しつこく防災組織を主張しているのです。今議員の考え方というのは、広い意見を取り入れるということについては、もっともな話で、それは当然にやっていかなければならないことだと思っております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 後先論ということではなくて、是非自主防災組織を進められる中でも、そういう面もきちんと取り入れて進めていただきたい。また、福祉のまちづくりを進めるのであれば、そういう面もきちんと観点において進めていく。また

そういう中に子供たちの分野もきちんと取り入れていくと、常に私たちはその地域のことに関すると、えてして子供たちの部分を置き忘れてしまいますが、地域住民といえば幼児からお年寄りまでいるので、これが福祉防災においては、これはみんな一緒になるわけですので、そういう観点を是非お忘れなく、その取り組みを是非進めるための検討会をきちんと持つていって進めていただきたいと思います。よろしいですか。

○町長（南 政吾君） はい。

○8番（麓 才良君） 次に、環境デザインの件ですが、一つの方向づけというものを町民が共有しないと、先般この議場でもいろいろ言われておりますように、ああだこうだということで、事業が見てからの評価というのがあれこれ出てまいります。また、事業を進めるときに、一つの目標方向というものが決まっていれば、それに対する予算付けというのはしやすくなってくるし、要求がしやすくなってくると思います。そういう方向も見定めながら、是非この環境デザインについての町民が共有できるような流れをつくっていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点についてはおっしゃるとおりであります、これから検討をしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 検討してまいりたいというのは、協議をすることをこれから検討していくんですか、協議をして検討していくという、どちらのほうですか。

○町長（南 政吾君） この協議自体をこれからどういう形で進めたらいいかということも含めて、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） はい、分かりました。

次に、今の件については、是非論議をした後、是非検討していただいて、どのような方向がいいのか、どういうふうに進められるかというのを是非協議をしていただきたいと思います。

次に、少子高齢化対策についてお伺いいたします。

島ぐるみ幼小中高一貫教育を標榜している我が与論町でありますが、幼少期における三世代間の交流は、子育てにおいて極めて大事なことであると考えます。このことから、こども園における高齢者との日常的な交流の仕組みを検討し、推進していただきたいのですが、これについてどうお考えなのかお伺いします。このことについては、もう私が何回も論議をしているところですが、いまだ論議をしていただけで止まっているようなので、是非この考え方へ沿って協議を進めて、その

結果を協議の内容を是非私どもにも報告をしていただきたいということも含めてお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

なお、私がお答えしてから、また教育関係の立場から教育長がお答えいたします。少子高齢化、核家族化、地域の結びつきの低下などの社会の変化に伴い、多様な保育ニーズへの対応と子供たちの健全な成長や、高齢者の生きがいおよび社会参加の一つとして世代間交流が実施されております。本町の高齢者と、こども園の園児との世代間交流につきましては、敬老ふれあい会や運動会、生活発表会、保育参観、入園式、卒園式などの年間保育行事の中で園児の祖父母や地域の高齢者が参加をして交流を持っているところでございます。御提案の世代間交流の日常的な交流の取り組みについては、日々実施している保育への負担等も考慮しながら、地域の老人クラブ等の御理解、御協力を得て実施可能な範囲で世代間交流を計画し、地域の方々や高齢者との交流による子育て支援を更に推進してまいります。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、教育面、福祉面から考えても、この三世代間交流というのは大切なことだと認識しております。また、御承知のとおり、第五次与論町総合振興計画の重点プロジェクトの一つに、「人づくりプロジェクト」が位置づけられており、幼児教育では高齢者とのふれあい活動や地域・文化自然体験により、心豊かな人づくりの推進を掲げております。このような方針を受け、各こども園においては、年間計画に入れて意図的な交流を実施しています。御承知のとおりですが、高齢者との日常的な交流については、頻度、時間、内容等についてこども園と交流者との協議がその基本であります。高齢者の方々とのニーズや、こども園のニーズ、対応可能な頻度、時間内容等について双方にお伝えし話し合いを進め、いっそうの交流が図れる充実するようにしたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今御答弁にもありましたように、必要でありいいことであるが、どのような形で実現できるのか協議をしたいということありますが、是非この協議を専門的な形で、例えば鹿大の活性化センターもありますので、ああいうところとも連携をしながら当事者同士はもちろんのこと、いろいろな関係者が集まってきたきちんとしたカリキュラムを示すような形で協議されてみたらいかがですか。そうすれば、その中で、どういうことができていくのか、どういうふうにすればここは乗り越えていけるのかというのが出てくると思います。

それを何から実践していくのかということの実践スケジュールをきちんと組んで

いただいて取り組んでいく。それでこれを段階的に小学校、中学校、高校と島を発つまでの段階までつなげていくと、これがまさしく幼小中高一貫教育であり、もう一つ踏み越えていけば、島ぐるみの幼小中高生涯一貫学習という、この島づくりへつながっていくものだと思います。是非この検討の場というものをしっかりとした形でもって検討をしていただきたいと思います。そして、これには専門家の方々もきちんととして入れていただきたいという形で、どこに出しても対応できるよう、恥ずかしくないようなその協議内容であってほしいと思います。

そして、これを踏まえてどのようにしていくかということの一つの取り組みは、先ほどもありましたように「島口」、島の古い良きものを伝承していくという、この高齢者とのふれあいの中から必ずきちんとつながっていくものだと思います。今、島口を残すというのは、どの地域においても必要とされていることがあります、大変難しい取り組みでなかなかその実行を得ないのが現状であります。これは本町も同じであります。これは、今、元気でおられる70代、80代の高齢者の方々と子供たちのふれあい、三つ子の魂は百までという、そういう観点では非どのような形でできるかというプログラムの検討を真摯に取り組んでいただきたいと思います。そして、これをユネスコあたりにこういうことの取り組みを登録できるという話も聞いておりますが、そういうあたりに取り組み事例を、こういう形で取り組んでいきますというのを取り上げていただけるようであれば、町民の励みとなるでしょうし、是非この件について真剣に協議の場を設けて、その成果を是非私どもにも、町民にも知らせていただきたいと思いますが、その決意のほどをお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。先ほども行いましたが、非常に高齢者とのふれあいについては、議員が述べられるように人としての経験値においても大事なことだと思います。自分が育っていった過程の中で、お年寄りとふれたこと、その人に教えられたこと、助けられたことというのがあると思います。そういうのを体験的に、段階的に、この幼小中高で育てられることは非常に大事な思いでありますし、先ほどから述べられますように、防災でそのことが生きてくるという、福祉面にもつながるものであると感じてお聞きするところです。

具体的にそれを進めるにあたっては、まず園長さん方が、こういう長いスパンの理念を分かっていただく、小学校の先生方も分かっていただくことが大事であると思っております。なお、高齢者の方々もこの時間を割いて日常的に交流ができます、どのようなのが、どの方ができるかということもまた大事なことでありますので、双方に伝えてということはそういう意味で、まずできることから、そのふれ

あいの中で方言を大事にするのであれば、立哨のときに方言で声をかけていく、ヤーナー（幼名）を呼んでいくという方法もあると思いますので、両方において時間をとって、一つずつ相談の場、理解の場を設けながら確実に進めるような方向で伝えて、あるいは一緒にやっていきたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今ありましたように、現状で見れば難しいところがありますが、難しいからこそ、どのようにしてやっていくかという具体的な検討が必要でありますし、それができたときには、きっといい方向に光が差し込んでくるのだと思います。

各子供たちの現状を考えてみた場合に、若い父親、母親というのは島口ができない。島の島唄、島の昔のそういうものがなかなか縁が薄かった世代が子育てをしているので、ましては、じいさん、ばあさんたちと少し離れたところで住んでいるということで、子供たちが非常に3世代という、このふれあいの場というものが持てないというのが実情であります。であれば、この島ぐるみでまさしく今こそそういう観点からすると先ほどありました「自助」「共助」「公助」の「共助」「公助」の出番じゃないですか。頑張ってまいりましょう。期待しております。

今申し上げましたが、今私はこれまでに何回か申し上げた質問を取り上げてきたのですが、是非私の考えを申し上げるばかりでなくて、是非これがいいことだという、いい方向ですねという考え方をいただいております。ですから、それをどのようにして進めていくかという、この協議の場を是非設けていただきて、その結果、どのように実践していくか、どういう方向になったかというのを是非私どもにも知らせて第一歩をしるしていただきたいと思います。

以上、要請して私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番、麓才良君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

—————○—————

#### 日程第5 議案第48号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第48号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 提案理由を申し上げます。

議案第48号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、「配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更されることによるもので  
す。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい  
たします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員  
会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しまし  
た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を  
改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部  
を改正する条例は原案のとおり可決されました。

—————○—————

## 日程第6 議案第49号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第49号、平成25年度与論町一般会計補正予  
算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第49号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第6  
号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、普通交付税6503万4000円、災害救助費  
委託金の応急仮設住宅委託金1億4731万7000円、財政調整基金繰入金64

60万5000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費で地域インターネット基盤整備事業の光ケーブル災害復旧費4167万8000円、民生費で障害福祉費の国庫補助扶助費1251万2000円、介護保険事業費の介護保険特別会計繰出金2000万円、土木費で災害救助費の応急仮設住宅賃借料1億4669万2000円などを計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2億9446万1000円を追加し、一般会計予算総額47億5518万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。6番。

○6番（供利泰伸君） 歳出のほうで火葬場のことをちょっと質問してみたいと思います。16ページです。16ページの目の9番で火葬場運営費ということで31万円の補正がされています。説明で見ますと、燃料費、電気料ということになっていますが、実はこの前台風24号のあとですかね、少しだけ火葬場が使えないといいますか、休むといいますか、そういう状態があったということを町民のほうから聞きましたが、実際は修理なんですか、どっちなんですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南秀哲君） 火葬場の件についての質問にお答えいたします。

当初計画していましたのは、炉内の少しの修繕と、一番肝心な部分の誘引徘風機の修理でした。その誘引徘風機が稼働しないことには火葬炉自体が使えないということで修理をお願いしたのですが、台風接近のため、第1回目の修繕作業の際は誘引徘風機の修理まで行うことができませんでしたが、その誘引徘風機自体がまだ使える状態でしたので、途中で打ち切りをして使用できる状態にし、また再度誘引徘風機の変更のための工事を行っておりまして、その期間についての業務停止ということです。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） これはもう工事が終了しないと使えないわけですが、どうしても一つの安心できる島づくりという観点からも、火葬炉といいますかね、やはり2基必要な気がするのですが、これは課長に言っても聞けませんから、町長にお伺いします。今後、火葬炉を2基据える計画はございますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 最初につくるときに2基体制という考え方でやったのですが、

耐用年数が15年だということで、それまで仮に故障したときに、それが途中でストップするのかということを聞いたところ、これは途中でストップすることはない、最後まできちんと動いて、次から起動ができないという故障はあるけれども、途中で動かなくなるということはないとのことでした。火葬炉を1基設置するためには、他とは土台が違うのです。下地が相当な金額になってしまいますが、それだけはやってあるのです。

ですから、施設をすぐ備えつけらるべできるような状況で隣に部屋はつくってあるのですが、それを入れるのにも4500万円ぐらいかかるということで、検討はしていますが、今のところまだ来年度やるという決定はしておりません。財政を見ながらということで、非常に心配はしているのですが、耐用年数を過ぎておりますので、近いうちに検討しないといけないということは考えています。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） はい、よく分かりました。なるべく早く安心できる島づくりをするためにも、是非頑張ってほしいと思います。

それと、もう1件だけお願いします。同じ16ページなのですが、災害廃棄物処理費は、1650万円ほど組んでいますが、災害廃棄物を乗せて走っている車を見ると、この予算では処理できないような相当な量だと思うのです。これは来年度もまた引き続き処理費ということで組んでいくつもりですか、課長。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在予算化並びに予算計上されている金額につきましては、今年度分で必要な分でありますけど、今年度分の予算で去年から今年にかけての災害廃棄物がすべて処理されるということは想定しておりません。なるべく年度内で、なるべく多くの廃棄物を処理することを目標にして毎日の作業をやっておりますが、たぶん若干残るのではないかということが予想されます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 先ほどの一般質問にもあったのですが、町長の説明を聞いていたら全く納得はできないし、理解できないところがありますので質問させていただきます。と申しますのは、11ページの地域イントラネット基盤整備事業の件です。そこで一般財源から4197万8000円ということで計上していますが、説明によりますと、全額町の持ち出しだということになっていますね、この財源は。そうなっておりると、去年も相当な町からの町費の支出があったのです。今年もあったと、これはもう来年も再来年も必ずあるということが想定されます。

そこで、町長が先ほどの答弁の中では、こういうことではたまらないから復旧の

コストの一部を誰かに負担させるということも考えているという御答弁でした。そうなりますとNTTドコモが負担するものなのか、あるいは県・国がいわゆる災害復旧費として補助してその一部を負担するということなのか。そこらへんが少し分かりにくいところがあります。だからそこらへんをどうしようとしておられるのか、そこをまずお聞きしてみたいと思います。と申しますのは、この光ケーブルというのは、今はもう生活インフラで、これはもう必需品と見なしても相違ありません。そういうことからして、本当にどうしても必要なものだと、必要な事業だということですので、その点から考えて、町長がどのような方向性でもって、その復旧の今後、将来ともに、その負担金をどこでカバーしあうかというところの具体的な中身を説明していただけませんか。

○議長（大田英勝君）　総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君）　ただいまの御質問につきまして、少し詳しくお答え申し上げたいと思います。まず光ケーブルの損害額といいますのは、先ほどの一般質問の中でお答えしましたとおり約6000万円ほどが今回の台風24号によって被害を受けております。今回、4200万円程度の追加で補正をして、トータルで6000万円ということになるのですが、その財源の確保につきましては、まず公共施設が入っている保険がございます。その保険のほうで約半分程度は見られるのではないかと見込んでおります。ただそれは、財源としてこちらのほうで特定財源のところで計上するわけにはいきませんので、一応一般財源という形で計上させていただいております。

そして、残りの3000万円程度はどうするかというお話ですが、災害復旧事業債というのがございます。起債の一つですが、特別に災害を受けた場合には起債ができるということで、その起債については各市町村の財政力指数に応じて財政力の弱いところには手厚い、償還利子と、元利償還金に対して最大で大体85.5パーセント、約8割以上になります。与論の場合はおそらく今財政力指数0.15ぐらいですので、0.14ないしは0.15ぐらい、最も低い基準になっておりますので、おおむね8割ぐらいは元利償還金の部分を交付税で後で返ってくるという形になるかと思います。そして、残りの部分は一般財源なのかというお話ですが、その部分は、当然私どもほかの災害を受けた部分と一緒に特別交付税のほうでしっかりと計上して、大変なことになっておりますということで、県のほうに、県を通して特別交付税でみていただくように努力をしていくということでございます。

もちろん25年度の特別交付税につきましては、既に交付を何回かしていただいておりまして、次は3月ごろかと思いますが、最終交付のある前にまた県のほうから調査がございますので、それにしっかりと計上しながら要求をしていきたいと考

えています。

そして、関連する質問の中で、先ほど町長が答弁した中で、一般質問の中ですが、NTTさんに努力していただけた分は要求していくと、一部負担も求めてそれもできるところはお願いしていくというお話でございましたが、そこの部分は金額的に大きな金額を私ども期待できるとは考えていくなくて、例えば今までNTTさんにできるだけお願いしまして、ちょっと難しい契約、先ほど喜山議員からもありましたが、IRU契約という、簡単に申し上げますと、撤回することのできない、変更もできない、そういう厳しい契約でございます。その中で、何ができるのかという部分で説明が不十分なところがございましたが、具体的には、例えば台風、光ファイバーの台風仕様として、台風が来てもなんとか切断されないように、あるいは切れないように、実際被害の実態はほとんどトタンとかが飛んできて切れているのです。それは今の与論の住宅事情、トタンであるということ、非常にものがいろいろ飛んできやすい。昨年の被害のいろいろなものが家のあちこちに、地域に散らばっているという状態の中で、強い台風が吹きますと、竜巻状のように空中に舞い上がってそれが飛んできて、家屋や光ファイバーにもちろん当たってくるということで、ほとんどがトタンによる切断だと聞いております。その中で、その対策として前回の台風24号、昨年の受けた台風で反省点として改良された部分はあります。例えば、電柱にクロージャという、電柱の近くに黒い小さな箱みたいなのがついているのですが、その中にくるくる巻き状態で、線が少しゆとりがもてるようになっているのです。風で引っ張られてあおられても、少し余裕ができるように、伸び縮みができるような状態になっているのです。その箱はNTTさんの配慮で、こちらからお願いしまして台風仕様ということで設置をしていただきました。それはNTTさんが負担をしていただいております。

また、その他に今度は、光ケーブルを、吊るしているワイヤーがありますが、幹線部分とかに見られますが、幹線部分と光ファイバーとの部分を巻いて、それはスパイラルハンガーと言いますが。

○7番（野口靖夫君） そこらへんはいいとして。

○総務企画課長（沖野一雄君） そういった部分で改良しております。

また、あと細かいことに入りますが、例えば家に幹線からつないできているケーブルを設置する、家に接続する部分のところにちょっとバネを、強い風のときは自動的にはずれるような仕組みを付けるとか、そのへんNTTさんが負担してもらう部分と、町が負担する部分があるのですが、そういったところで、お金をくださいという話ではなくて、工夫できるところはNTTさんにも是非お願いしますということで、今定期的にNTTさんもいろいろな方が来られています。来年の1月下旬

あたりにもNTT鹿児島支局の代表の方が来られるということを聞いておりますが、そういったときにできるだけお願いしていくという形でございます。ちょっと長くなりました。すみません。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） おそらくそう答弁するのではないかということを想定しながら質問をしておりまして、そしたらお聞きしますが、去年の特別交付金はありましたかということのお尋ねを1点。去年も台風はあったのですから、去年もこのように予算措置したのです。だから、その時にどれぐらいあったかということ。

そして、本当に今課長が言われることは正当論だと思います。課長がそれだけの情熱をもって県に対して特交をお願いするということは、これはまずしなければならないことです。それがどれぐらいの気持ちで県に臨むかということがいちばん大切なことだと思うのです。この2点についてお聞きしてみたいと思います。去年の交付金額と、去年の交付金の結果。もう1回説明します。いいですか。

ひとつは、今特別交付税である程度の財源は確保しているんだと言われましたね、一つは特別交付税で。そうした場合、その特別交付税は去年も同じことをやつたのですから、去年の実績があるのです。今年は新規だから、今度は新規でこれをお願いするということですよね。だから、今年のお願いを聞いているのではなくて、去年の特交の成果はどうでしたかというその結果、去年の結果が1点。

そして、あなたは今臨もうとしている特交の交付をお願いするための気持ちといいますか、情熱といいますか、そういう政策的な問題があるのでしたら教えていただけませんかということです。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。ちょっと交付税の仕組みといいますか、簡単に。

○7番（野口靖夫君） それは分かってて聞いている。

○総務企画課長（沖野一雄君） 紹介申し上げますと、普通交付税と特別交付税があるのです。簡単に申し上げますと。

○7番（野口靖夫君） それも分かっている。私が聞いてるのは、課長、去年のことはどうでしたか。結果はどうでしたか。今年はどのようにして政策的に臨むおつもりですかということを聞いているのです。

もう1回言います。特別交付税の申請の仕方はどうですかということを聞いてるのではなくて、それはもう我々は知ってるのだから、去年の結果はどうだったのか。その要求どおりできましたかということなのです。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） まず、おことわり申し上げたいことは、特別交付税で幾ら、普通交付税で幾ら入りましたということは私は数字は把握しておりません。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） そういうことなのです。だから、特別交付税というものは恐らく分かりにくいのです。だからこそ、しっかりと臨まないといけないということを私は申し上げているのです。幾らどうでしたかと言ったって分かりません。そういうことがあるもので、私が一番最初申し上げましたよね。これは生活インフラということで、生活に必要な必需品だということで、これは本当に特別交付税で認めていただかなければ、その対象に年々、再々くるのだから、来年も再来年もくるのだから、それをしっかりと臨んでいかなければ、その既成事実というものをつくっておかなければ、今後のためにもなりませんということを申し上げました、最初に。だから、そういうことだから、恐らくそれを想定していて、特別交付税の資金を聞いているのではない。一般交付税資金を聞いているのではない。そういうことではなくて、とにかく甘い考え方では駄目ですよということなのです。

先ほど喜山さん的一般質問の中で、これはもう年々、再々必ずくることだから、私は反対したとか言っておられましたが、私はそういうことではなくて、もうやつたのだから、もうつくっているのだから、みんな議会でも認めてやろうということでやってきたのだから、災害にあった、その災害をいかにして本町の持ち出し分を少なくして町民の負託に応えるかということが一番望まれているのだから、そこをお聞きしているのです。是非ひとつ町長、町長、目をつぶってる場合でなく、あなたがしっかりと課長と打ち合わせして、しっかりと臨まないと、この交付金はおりないです。だから、先ほどの答弁を聞いていたら、今後こういうふうにしようと、一部の負担はNTTにしようか、あるいは県にもお願いしようということを、町長が言われたことです。だから、それに対して町長がすごい決意を持って臨まないと駄目ですよということを申し上げている。町長はどう考えておられますか、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほど、私申し上げたのは特交でどれだけもらえるかと、お願いできるかという問題で、NTTさんには、それは交渉の余地はないということを申し上げたのですが、私は町長に就任してすぐ鹿児島県に交付税と特別交付税の割り振りをどのようにやっているのか、直接総務課長と聞きに行ったのです。そしたら、県のほうがびっくりしまして、その担当と話するから出ていってくれというのです。それは、おかしいのではないかと、私の代理で担当課が来ているので、私が分からぬではおかしいではないかと、説明してくれといったら、後で聞いてみる

と、担当もまたいろいろはつきりしないということで、先ほど課長が申し上げたとおり、交付税がどれだけ、これについて特交、これについて幾ら幾らというのは、説明が全くなかったものですから、あてにはしているのですが、片一方ではまたそういうことも考えてやらないといけないという思いをしているのです。それに頼るということはしてはいけないと、本当は頼りにしているのですが、なかなか難しいところがありまして、その点は考慮しなければいけないと考えております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） こういうことで押し問答したくはないが、だからそうなるのです。だから、むやみやたら簡単に、ここからこの部分は特交でお願いしようと考えておりますとか、簡単にそうお答えになられたら、本当にどこまでやるんですかということを聞かれたら答えられないでしょう。自分でやりますといつて答えられないでしょう。だから、そうだからこそ、すごい情熱を持っていかないと交付税のお願いはできませんということを申し上げているのです。そうでしょう、海水淡水化プラントのときも特交でもそうですよ、あれは2000万円と決まっていましたが、あれでさえそうなのです。ああいうものでさえそういうものです。

だから、特にこういう災害関係というのは、特交で認めてあげるとかいいますが、本当はどこまでそのさじ加減があるかということもこれは分からぬのです。だからちょろまかしでもあるのです。だましでもあるのです。こんなことを言っては失礼ですが、今、南海災害の何とかといってやってます、本町は。我々議員とか公民館長を集めて、中央公民館で何回もやったじゃないですか。あれもひとつごまかしですよ、僕はそうはつきり申し上げてますけどね、あれ何もしてないですよ、あとは執行部がこれだけ情熱をもってやるかということで、あの災害復旧はできるのです。あれは本当に与論町のそういうふうな人々を集めてなんか、言い合いをさせているだけなのです。そういうことも頭の中に入れながら、県と交渉はしていかなければならないのではないですかということを申し上げているのです。以上です。

○議長（大田英勝君） ほかに。5番。

○5番（喜山康三君） さすがベテランの野口議員からで、私が聞きたいことも聞いていただいてよかったです。光ケーブルの件なのですが、一般質問の中でも時間がなくてさーっと通り過ぎた感じで質問したのですが、宅内引き込み工事費の30万円とかございますね、これも復旧費には入っていませんか。これは、この工事費の30万円との内訳はどういう具合になっていますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。この30万円は、今建設課のほ

うで電柱の移転分とかいうのが含まれておりますて、ちょっとその30万円の細かい内訳は、私資料を持っていないのですが、電柱移転分もありますし、また宅内引き込み分の受益者の方に対する引き込み分も含まれているかと思っております。ちょっと細かい数字は把握していないのですが、以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） このIRU契約、NTTとの契約において、与論町が一定の手数料の収入があると聞いております。その件数とか手数料はどういう数字になっていますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 失礼しました。受益者の負担する金額、分担金、与論町光ブロードバンドサービス分担金徴収条例というのがございます。それに基づいて、例えば工事分担金の受益者負担金ですが、例えば引き込み工事1件につき、受益者の方が2万9000円負担するということになっております。そのほか細かいところはあるのですが、おおむねトータルで工事1件について、大体6万円ぐらい費用がかかるのですが、受益者が負担していただくのは2万9000円程度。そして、残りは町が負担するという形になっております。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 課長、私お聞きしているのは、NTTさんから一定の手数料が入るということをお聞きしているのですが、その手数料はあるのかないのか。それは件数に応じて手数料が与論町に入るようになっているはずなのです。そういうことをお聞きしたことがあるのですが、それはどうなってますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） ちょっと調査してお答えさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） さきの臨時議会でNTTのこのへんの工事とか、光のことについての請求内訳などを資料提供するようにお願いしたら、議会のほうでは否決されたためにその提供は受けられなかつたのですが、これでは議会としての役目も果たせない。議長、こういうことはどういう運営になっているのか、どういう形で本町にこういう請求がされてるかということは、私たち議員は知つて当たり前のことなのです。是非議員の皆さんもこれを御承知の上で、このへんの資料請求をお認めいただきますようお願いしたいと思います。とりあえずこれについては終わりにして、次に進みます。

○議長（大田英勝君） ただいま資料請求の件の要望がありましたが、お諮りしたいと思います。

○7番（野口靖夫君） ちょっと待って、その資料請求は総務課長は出すと言ってるのだから、出して喜山さんに渡してあげればいいです。出さないといけないのだから、今のは。

○議長（大田英勝君） ですから、こういったときには一応。

○5番（喜山康三君） 暫時休憩入れよう。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時46分

再開 午後3時47分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。9番。

○9番（福地元一郎君） 同じく11ページの電算管理費の中のパソコンリース料110台分が160万円減額になっていますが、その説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 説明を申し上げます。ただいまの11ページの14の使用料及び賃借料、パソコンリース料160万3000円が減になっているというところの説明でございます。これは上のほうの委託料915万6000円、総合行政システム業務委託料というところと、ただいま御質問のパソコンリース料の上のほうに総合福祉システム更新機器類等リース料というのがございますが、この総合福祉システム更新機器リース料と、下のほうもまた関係してきますが、負担金補助及び交付金、総合行政システム更新負担金、これも関係しますが、組み替えでございます。三角マークになっているところと、一番上のはうの委託料のプラスになって915万6000円のプラスの補正はあるのですが、この組み替えでございまして、中身のはうの予算の組み替えという形で御理解いただければと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 来年の4月8日にWindows XPのサポートが終了するのですが、それ以降は、さらにXPを使うとなるとセキュリティー、そういうものですごく問題があると思うのです。ウイルスが入ってきて、また情報が漏れてもサポートなどもしないのですから、そういうことでパソコン自体をXPから7（セブン）なり8（エイト）なり換えていく必要があると思うのですが、そのへんの対策はどうなっていますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） おっしゃるとおり、既に準備を進めております。今年度中に整備ができるように準備を進めております。

○9番（福地元一郎君） はい、分かりました。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。7番。

○7番（野口靖夫君） 局長、あなたがこちらに来られて非常に僕は同窓生として勇気を持っている一人なのです。だから、ひとつあなたに是非ひとつ新しいお願いをしてみたいと思います。と申しますのは、ここの24ページのいわゆる砂美地来館の総合運動場のスポーツ照明施設とありますね、総合運動場とは屋内ゲートボール場の話だと思うのですが、その夜間照明だと思うのですが、場所を教えていただけませんか。まず場所から。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） グラウンドのほうの夜間照明なのですが、相当30年近くたって、今回台風でほとんどやれてしまって、別の補助金を今探しているところですが、とりあえず来年に向けて使用できる範囲内で、配分して補修していこうという修繕料です。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 中の施設も大事です。そのグラウンドの中の照明も大事です。私が砂美地来館の駐車場、いわゆる総合運動場の管理棟の前の駐車場の照明をお願いしてやっと2年目にして付いて、普通だったら1か月ぐらいで付けるようなものが2年間かかって付きました。

それが、もう1点は砂美地来館の東側のトンネルがありますね、清掃センターに上がっていくトンネルがあります。あのトンネルのところで御婦人の方々が、どうしてもあそこの中が暗くて、もう私は年配だからどうでもいいんだけど、もしも若い女の子たちが向こうを通ったら大変不安だなという方々が多いのです。だから、そこはやはりお互いに見ていて見ぬ振りはできないのではないかと思いました。やはりああいう立派な施設ができているのだから、外の施設の照明も是非やっていただきたい。

もう一つは、屋内ゲートボール場の新しい駐車場ができました。町長が非常に頑張ってつくられたのですが、あの駐車場に電気がまったくない。照明がなくて真っ暗なのです。だから、せっかくつくった駐車場が真っ暗なために人をひく可能性もある。逆にまた今度は、そこに駐車するとき真っ暗だから、下から出るときには大変危険な箇所になっているのです。だから、あの駐車場の照明をばちばち考えていかないと事故が起きてからでは遅いのではないかと思うのです。だから、どうかひとつ教育長、ああいう所は事故が起きてからでは遅いから、ちょうどここに出てい

るから申し上げたまでのことなのですが、そこらへんも御配慮いただいて早急な対応をしていただきたいと、そのほうをお願いしたいと思うのですが、局長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） ありがとうございました。早速指摘のありました3件、予算の範囲内で頑張ってやりますので、御安心ください。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 14ページ、与論こども園と、茶花こども園、那間こども園、これに電気料、与論こども園が電気料が20万円、水道料が20万円、こんなに20万円も水道料を補正しなければいけないほど使ったのか、それとも漏水したのかちょっと分かりませんが。それと那間こども園の賄材料費60万円、二つはないのにここだけはまた飛び抜けて60万円という金額が出てきている。子供たちが多いからなのか、どういう理由でこういう感じの材料費が出てくるか。この金額は、私の考える範囲では補正の金額ではないのでは、桁が大きすぎて、そういう感じを受けるのですがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） 申し訳ありません。こども園のほうからの補正予算の説明については聞き取りを行っていないものですから、これから2こども園について説明資料を後ほど報告してよろしいでしょうか。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これについては説明を受けてないと言ったら、それは答弁にならない。ちゃんとあなたが分かっているから予算書に上げているのでしょうか。だから、これについてあなたは私たちに説明義務があるのです。それで、今は分かっていないって、後で処理を出しますと言ったって、はいそうですかとは、じゃあこれは今採択できないですよ、私は賛成できませんよ。少しはっきりこの中身については、やはりきちんとある程度の説明はできるようにしてもらわないと、いいですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） すみません。本当にこれから以後気をつけますので、後ほど説明ではいけないでしょうか。

○5番（喜山康三君） はい、分かりました。

○町民福祉課長（南 秀哲君） すみません。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） すみません。喜山議員が御質問されている今の町民福

祉課関係で、まず最初に私が1点補足させていただきます。

それから、その後、先ほどの所予算書からずっと見てきましたら分かった事項がございまして、光ファイバーケーブルのNTTからの町に入ってくるお金はどうなっているかという質問にお答えしたいと思います。

まず、町民福祉課のこども園の予算でございますが、例えば、まかない材料費、当初予算で160万円余りを当初で計上した形となっておりますけれども、バランスを考えて、私どもの総務企画課のほうで予算を調整する関係でだいぶカットした点がございます。それで、こども園としては予算が不足しているということでこういった形になっているかと認識をしております。その点をまず御理解いただきたいと思います。

次に、光ファイバー関係でNTTのほうから町に入ってくるお金があるはずだけれども、それは幾らなのかという御質問、分かりましたのでお答え申し上げたいと思います。

毎月、大体今加入者は750件ほどいらっしゃいます。750件の光を入れている方々がいらっしゃいまして、大体町が持っているケーブルをNTTに関しているという契約になっておりますので、1件につき770円で計算されておりまして、770円×750件×12か月分で、約年間700万円のお金がNTTさんから、その光ケーブルを町が貸している形になりますので、町に戻ってくるという形になっております。約700万円でございます。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） この21ページの消防費のところで電気料の件ですけど、これはどこの電気料ですか。

それと関連して、先般の台風で分遣所の風速計が復旧できないということだったのですが、これに関しての金額が分かったら教えてもらえないですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 分遣所の風速計につきましては、細かいところを私把握していないんですけども、停電が始まったときに、その風速計につながっているピューターの不具合が生じて、風速がはかれなくなつたと聞いております。当然大事な風速計、与論では常にマスコミでは空港の風速計が公的な資料だということで、そちらのほうを使っているようございまして、私どもとしては、非常にあまり納得のいかない数字がいつも出ているものですから、忸怩たる思いをしておりますが、是非今後また分遣所の風速計の復旧はもちろんですが、気象庁や名瀬測候所、そういったところにも是非お願いして、しっかりした風速計を付けていただくように、今後要望していく必要があると考え、そのように今取り組んでいるところで

ございます。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 空港のは、それは国が直接整備しているのですが、やはりこの分遣所に関しては、これは町の組織の一環でございますから、お話を聞きますと、今回の台風でトラブルがあったということではなくて、もう前から直していないというような言い方だったのですが、これに対して当事者もですが、これは前にも言ったのですが、こういう設備の補修、改修というのは必ずこれは必要だと思うのですが、それは今のお話とは少し相違しているような気がするのですが、当日風速計が壊れたという感じではなくて、前からこういった状態になっていたという表現だったですよね。それは存じ上げてないですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） すみません、私のちょっと勉強不足で、私が間違ってるかもしれません。いずれにしろ前回から壊れていたのか、あるいは今回壊れたのかというところはちょっと認識不足かもしれません、ただちに復旧するように措置をしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） やはり災害が起きてからでは少し遅いと思いますので、事前にこういった整備についてはきちんとしてもらいたいと思います。というのは、あの辺がとにかく激しい被害を受けているのです。池田さんとか、町田耕一郎さんとか、町田さんの場合は、もう何回も被害を受けているのですが、兼母だけではなくて、島のほぼ中心部である分遣所のほうも、やはり必要だというかなり重要な存在にありますので、そちらもあわせてお願ひしたいと思います。

それから、19ページのことについては産業振興課長にお伺いしたいのですが、雨量計が壊れたということですが、これはどこの雨量計ですか。特産品支援センターですか。雨量計がトラブルったということで、これは前回の落雷によってということですね。それはいいんですけど、隣の道路がなくなっている所の中山間でつくったかと思うのですが、あれは電源が落ちたという説明だったのですが、それが上がってこないということと、やはり九電の受電による風速計という存在ばかりでは、電源供給に少し不安定な要素があると思うのですが、そこらへんはバッテリーを措置するか、あるいはまた太陽電池を措置するかという、今後そういうことを考えて、やはり風速というのはかなりそういった被害申請にも大変重要な存在価値があると思うものですから、データとして、その生データをちょうどマックスの状態で停電が起きてから、それで記録が取れなかったということになると、それはちょっと具合が悪いと思いますので、そこらへんも予算に上がってくるかなと思って

いたのですが、上がってきていよいよですし、ひとつそこらへんの検討も雨量計もですが、風速計もきちんとデータが取れるように、ひとつ調査をしていただいて、また次期補正もあるかと思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 風速計のことですけれども、特産品支援センターの、おっしゃるとおり、そのデータロガーというのがありますと、商用電力が切れた後、約24時間はロガーにデータが取り込まれるようになっております。それ以後、そのデータロガーの電源が、バッテリーが切れた後がデータがとれないという状況になっておりました。調べたところですね。ですからここに予算として表すぐらいの工事ではなく、直営ができるような範囲でしたので、ここには載せてございません。よろしくお願ひします。

○2番（高田豊繁君） 分かりました。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第50号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

○議長（大田英勝君）　日程第7、議案第50号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君）　議案第50号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、一般会計繰入金699万6000円を増額計上しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金692万9000円、保健事業費5万7000円の増額が主な内容となっております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第51号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第51号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で県支出金14万9000円の増額計上をしております。

歳出では、保険給付費116万円、後期高齢者支援金等461万4000円、保健事業費41万4000円、諸支出金5万円をそれぞれ増額、総務費120万円、共同事業拠出金297万2000円、前年度繰上充用金191万7000円をそれぞれ減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号) は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第52号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第52号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第52号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で介護保険料が2000万円の減額、一般会計繰入金2000万円の増額、地域支援事業費6000円を増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第10 議案第53号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（大田英勝君）　日程第10、議案第53号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君）　議案第53号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由を申し上げます。

平成25年度鹿児島県市町村振興資金借入れに際し、資金区分を一般資金から地域自立促進区分に切り替え、貸付利率を無利子とするため、与論町過疎地域自立促進計画に県営農業農村整備事業負担金及び最終処分場整備事業を追加することとし、過疎計画書及び過疎計画参考資料（年次計画表）に事業の追加を行う変更をしております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第53号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月17日、本会議でありますが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにします。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時17分

# 平成 25 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 25 年 1 月 17 日

平成25年第4回与論町議会定例会会議録  
平成25年12月17日（火曜日）午後3時30分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 陳情第13号 浮魚礁設置について（環境経済建設常任委員長報告）

第2 議員派遣の件

第3 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君 2番 高田 豊繁君

3番 町 俊策君 4番 林 隆壽君

5番 喜山 康三君 6番 供利 泰伸君

7番 野口 靖夫君 8番 麓 才良君

9番 福地 元一郎君 10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（13人）

町長	南政吾君	副町長	川上政雄君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖野一雄君
会計管理者兼会計課長	佐多悦郎君	税務課長	久留満博君
町民福祉課長	南秀哲君	環境課長	福地範正君
産業振興課長	鬼塚寿文君	商工観光係長	大馬福徳君
建設課長	山下哲博君	教委事務局長	池田直也君
水道課長	末原丈忠君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午後3時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 陳情第13号 浮魚礁設置について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（大田英勝君） 日程第1、陳情第13号「浮魚礁設置について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

○6番（供利泰伸君） ただいま議題となり当委員会に付託されまた陳情第13号「浮魚礁設置について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は12月12日（木）午後3時から担当課職員の参与を求め、全委員出席のもと陳情の趣旨や実情を確認しながら審査いたしました。

陳情に記載されているとおり、与論島の西側海域に設置されていた浮魚礁が流失し、好漁場が失われています。好漁場の喪失や相次ぐ台風の襲来等により漁業不振が続き、漁家経営は厳しい状況に陥っています。漁協の組合員の中には浮魚礁に依存して漁を行っている漁業者も多いことから、漁家の経営安定を図るためにも早急に浮魚礁を設置する必要があると認められるため、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で当委員会に委託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから陳情第13号「浮魚礁の設置について」討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号「浮魚礁の設置について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号「浮魚礁の設置について」は、採択することに決定しました。

-----○-----

## 日程第2 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第2、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

## 日程第3 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第3、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報・議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回与論町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 町 俊策

与論町議会議員 喜山康三